令和８年 10 月 30 日
独立行政法人都市再生機構

令和８年度荒江団地他６団地の飲料自動販売機設置の事業者の募集に係る掲示

独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅（以下、「ＵＲ賃貸住宅」といいます。）の敷地及び建物内において、居住者の利便に供するために清涼飲料水の自動販売機を設置し、管理・運営していただくための用地を賃貸します。

１　募集対象物件

対象団地は、別紙「募集対象物件一覧」のとおりです。詳細は、募集要領をご覧ください。なお、当機構の都合により、入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

２　契約期間

令和９年２月１日から令和 14 年１月 31 日（５年間）

３　入札参加の資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　法人が入札する場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3)　申込受付期間の最終日（令和８年 11 月 30 日（月））から起算して２年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。

①　機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

⑤　機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　①から⑤に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4)　不法な行為を行い、又は行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者とし

て機構が適当でないと認める者でないこと。

(5)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(6)　省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日から過去２年間に２回以上、自動販売機の設置実績があること。

(7)　事業の実施に必要な資力、信用を有していること。

(8)　機構に支払う賃貸料等の支払見込みが確実であること。

4　募集要領等の掲示期間・方法

配布期間：令和８年 10 月 30 日（金）～令和８年 11 月 30 日（月）

配布方法：当機構ホームページからダウンロードしてください。

5　質問書及び回答について

(1)　質問受付期間：　令和８年11月２日（月）から令和８年11月９日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで。

(2)　質問受付場所：　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号
独立行政法人都市再生機構九州支社　住宅経営部施設経営課

(3)　質問提出方法：　質問書（様式１）を上記（２）に記載の場所に持参してください。

(4)　回答予定日等：　令和８年 11 月 13 日（金）までに書面により質問者に発送するほか、次のとおり閲覧に供します。

①　期間

令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 11 月 30 日（月）までの毎日午前９時 30 分から正午、午後１時から午後５時まで

②　場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号
独立行政法人都市再生機構九州支社
契約関係掲示・1 階閲覧コーナー

6　申込方法

(1)　申込及び入札は、上記１記載の物件のとおりに募集要領等に記載する方法により行います。

(2)　申込みをされる方は、持参にて申込書を提出してください。

(3)　申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。なお、資格確認の過程で、提出いただいた書類の内容について説明を求めることがあります。

令和８年 10 月 30 日
独立行政法人都市再生機構

(4)　入札は資格確認において資格を有すると認められた申込者（以下「入札参加者」といいます。）により行います。なお、資格確認結果は令和８年 12 月９日（水）までに各申込者に書面を発送することにより通知します。

7　申込書の受付期間及び受付場所等

(1)　受付期間

令和８年 11 月２日(月)から令和８年 11 月 30 日(月)の午前９時 30 分から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(2)　受付場所

〒810-8610
福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号
独立行政法人都市再生機構九州支社　住宅経営部施設経営課
担当：小塚・東郷　　電話　092－722－1143

8　入札手続等

(1)　提出書類

お申込みに際しては、次の書類を提出してください。

①　法人の場合

イ）入札申込書（様式２）
ロ）登記事項全部証明書　※　発行後３か月以内のもの
ハ）代表者の印鑑証明書　※　発行後３か月以内のもの
ニ）財務諸表の写し（直前２年間分）
ホ）納税証明書「その３の３」　※　発行後３か月以内のもの
ヘ）飲料自動販売機設置運営事業実績（過去３年度分）
ト）省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日から過去２年間に２回以上、自動販売機を設置した実績を証するもの
チ）設置を希望する自動販売機のカタログ
リ）委任状

代理人が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。

ヌ）返信用封筒

入札参加選定結果通知書を郵送するための封筒です。同封の返信用封筒の表に返送先を記入し、460 円分の切手を貼付してください。（簡易書留で送付します。）

②　個人の場合

イ）入札申込書（様式２）

ロ）印鑑証明書　※　発行後３か月以内のもの

ハ）住民票　※　発行後３か月以内のもの

ニ）直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書（その２（所得金額の証明））及び確定申告の写し

ホ）納税証明書「その３の２」　※　発行後３か月以内のもの

ヘ）飲料自動販売機設置運営事業実績（過去３年度分）

ト）省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日から過去２年間に２回以上、自動販売機を設置した実績を証するもの

チ）設置を希望する自動販売機のカタログ

リ）委任状

代理人が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。

ヌ）返信用封筒

入札参加選定結果通知書を郵送するための封筒です。長３サイズの封筒の表に返送先を記入し、460 円切手を貼付してください。（簡易書留で送付します。）

(2)　入札参加資格の確認等

上記（１）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和８年12月９日（水）までに申請者宛てに結果を発送します。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

(3)　入札期日（入札及び開札の日時、場所等）

日　　時：　令和８年12月25日（金）
入札書の提出　午前９時50分から午前10時10分まで
開札　　午前10時10分

提出場所：　独立行政法人都市再生機構九州支社　入札室

提出方法：　直接、入札書（様式４）を持参していただきます。
なお、電送や郵送によるものは受け付けませんのでご了承ください。

９　入札について

(1)　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。なお、契約保証金は金30,000円（１台当たり）とします。

(2)　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

令和８年 10 月 30 日
独立行政法人都市再生機構

(3)　落札者の決定方法

イ）　入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、予定賃貸料率以上の最も高い賃貸料率をもって入札した者を落札者とします。

ロ）　開札の結果、落札となるべき同率の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない当機構職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

ハ）　その場で「落札者名」及び「入札賃貸料率」を読み上げます。

10　問い合わせ先

本掲示及び募集要領等に関する質問事項については、令和８年11月９日（月）までに書面にて下記までお問い合わせください。

〒810－8610　福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部施設経営課
担当：小塚・東郷
電話：092－722－1143

11　その他

詳細は募集要領等によります。

以　上

令和８年度荒江団地他６団地の
飲料自動販売機設置の事業者の募集要領

募集要領掲示期間　令和８年10月30日（金）～令和８年11月30日（月）
申込受付期間　令和８年11月２日（月）～令和８年11月30日（月）

令和8年 10 月

独立行政法人都市再生機構 九州支社
住宅経営部 施設経営課

〒810－8610
福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番４号
電話 092－722－1143

社会課題を、超えていく。

UR　UR都市機構

— 目　次 —

		ページ
募集から設置場所引渡しまでの流れ（スケジュール）		Ｐ.１
	はじめに	Ｐ.２
１	賃貸する設置場所の概要	Ｐ.２
２	申込資格	Ｐ.２
３	質問事項の受付	Ｐ.３
４	申込方法等	Ｐ.３
５	申込資格の確認	Ｐ.６
６	苦情申立て	Ｐ.６
７	入札期日（入札及び開札の日時、場所等）	Ｐ.６
８	入札方法等	Ｐ.７
９	入札の辞退	Ｐ.７
１０	公正な入札の確保	Ｐ.７
１１	入札の取りやめ等	Ｐ.８
１２	入札の無効	Ｐ.８
１３	落札者の決定	Ｐ.８
１４	入札結果の公開	Ｐ.９
１５	契約の締結等	Ｐ.９
１６	賃貸料の支払方法等	Ｐ.11
１７	自動販売機設置場所の引渡し等	Ｐ.11
１８	設置場所に関する調査について	Ｐ.11

募集から設置場所引渡しまでの流れ（スケジュール）

※ご注意
この表は、入札の概略の流れを説明したものです。入札に当たっては、募集要領及び自動販売機の設置に係る賃貸借契約書を熟読してください。

公告開始日	令和８年 10 月 30 日（金）
募集要領等掲示期間	令和８年 10 月 30 日（金）～令和８年 11 月 30 日（月）まで
質問書提出期間	令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月９日（月）まで
申込書の受付期間	令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月 30 日（月）まで

▼

資格確認結果通知
令和８年 12 月９日（水）
申込書をもとに申込資格の確認を行い、資格の有無について結果を文書で通知します。

▼

入札・開札
令和８年 12 月 25 日（金）
入札書提出　９時 50 分～入札結果は、入札参加者全員に文書で通知します。

▼

契約締結・覚書交換
令和９年１月 29 日（金）まで

▼

自動販売機設置場所の引渡し
令和９年２月１日（月）

▼

賃貸料等の支払い
賃貸料及び保証金を指定口座へ振り込んでいただきます。

はじめに

独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅（以下、「ＵＲ賃貸住宅」といいます。）の敷地及び建物内において、居住者の利便に供するために清涼飲料水の自動販売機を設置し、管理・運営していただくための設置場所を賃貸します。

申込みされる方は、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

１　賃貸する設置場所の概要

別紙「募集対象物件一覧」のとおり。

２　申込資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　法人が入札する場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3)　申込受付期間の最終日（令和８年 11 月 30 日（月））から起算して２年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。

①　機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

⑤　機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　①から⑤に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4)　不法な行為を行い、又は行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないと認める者でないこと。

(5)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(6)　省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日から過去２年間に２回以上、自動販売機の設置実績があること。

(7)　事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
(8)　機構に支払う賃貸料等の支払見込みが確実であること。

3　質問事項の受付

(1)　この募集要領書等に関する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

①　提出期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月９日（月）まで。

持参される場合は、この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時 30 分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）受け付けますので、あらかじめ来社日時を下記②提出場所に連絡の上、来社ください。

②　提出場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号
独立行政法人都市再生機構九州支社　住宅経営部施設経営課
担当：小塚・東郷　　電話：092-722-1143

③　提出方法

質問書（様式１）を持参により提出するものとし、口頭、電話、ＦＡＸ、メール又は郵送によるものは受付けません。なお、返信用の封筒として長３サイズの封筒の表に返送先を記入の上、110 円切手を貼付したものを提出してください。

(2) (1)の質問に対する回答は、原則として、書面の郵送により質問者に回答するほか、次のとおり閲覧に供します。

①　期間

令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 11 月 30 日（月）までの毎日午前９時 30 分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）

②　場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号
独立行政法人都市再生機構九州支社　契約関係掲示・1 階閲覧コーナー

4　申込方法等

(1)申込書の受付期間及び時間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月 30 日（月）まで。

注１）　申込書は受付期間内の午前９時 30 分から正午、午後１時から午後５時まで受け付けますので、あらかじめ来社日時を(２)の受付場所に連絡の上、来社ください。

注２）　提出書類に不備があった場合、受付することができません。ただし、上記受付期間内の受付時間内であれば、申込書及び申込みに必要な書類を機構に

再提出することができます。

(2)受付場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

独立行政法人都市再生機構九州支社　住宅経営部施設経営課

担当：小塚・東郷　電話：092-722-1143

(3)申込方法

申込書に必要事項を記入し、下記添付書類を添えて、(１)の受付期間に(２)の受付場所へ持参により、お申込みください。(郵送、ＦＡＸ等でのお申込みは受け付けいたしません。)

〈　提出書類　〉

■　法人の場合

①　入札申込書（様式２）

②　登記事項全部証明書(発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの)

③　代表者の印鑑証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの)

④　申込日の直前２か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

※以下のいずれかに該当する場合は添付を省略することができます。

(ｲ)　東証プライム・スタンダード及び名証プレミア・メインの上場会社（ただし、本募集開始日（令和８年 10 月 30 日（金)。以下同じ。）時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。)。

(ﾛ)　東証プライム及び名証プレミア上場会社の連結対象 50%を超える出資子会社（ただし、その親会社が本募集開始時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。)。

⑤　納税証明書「その３の３」(発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの)

⑥　飲料自動販売機設置運営事業実績（過去３年度分）

※様式は任意です。ただし、各年度における「自動販売機の設置台数」は必ず記載してください。

※事業実績が３年度に満たない場合は、事業実績がある年度分を提出してください。

⑦　省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日から過去２年間に２回以上、自動販売機を設置した実績を証するもの

※「過去２年間に２回以上、自動販売機を設置した実績」とは、２回以上の選定を受けたことの実績であり、２台以上の自動販売機を設置した実績ではありません。

⑧　設置を希望する自動販売機のカタログ（仕様書に定める機器の条件を充足することがわかるもの)

⑨　委任状（様式３）

代表権を持たない社員が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。代表権を持つ者が申込提出書類を持参される場合は不要です。

⑩　返信用封筒

資格確認結果通知書（下記５(1)に記載の書面）を郵送するための封筒です。長３サイズの封筒の表に返送先を記入し、460 円分の切手を貼付してください。（簡易書留により送付します。）

■個人の場合

①　入札申込書（様式２）

②　印鑑証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

③　住民票（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

④　直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書（その２（所得金額の証明））及び確定申告の写し

⑤　納税証明書「その３の３」（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

⑥　飲料自動販売機設置運営事業実績（過去３年度分）

※様式は任意です。ただし、各年度における「自動販売機の設置台数」は必ず記載してください。

※事業実績が３年度に満たない場合は、事業実績がある年度分を提出してください。

⑦　省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日から過去２年間に２回以上、自動販売機を設置した実績を証するもの

※「過去２年間に２回以上、自動販売機を設置した実績」とは、２回以上の選定を受けたことの実績であり、２台以上の自動販売機を設置した実績ではありません。

⑧　設置を希望する自動販売機のカタログ（仕様書に定める機器の条件を充足することがわかるもの）

⑨　委任状（様式３）

代理人が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。

⑩　返信用封筒

資格確認結果通知書（下記５（１）に記載の書面）を郵送するための封筒です。長３サイズの封筒の表に 460 円分の切手を貼付してください。（簡易書留により送付します。）

５　申込資格の確認

(1)　申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。なお、資格確認の過程で、提出いただいた書類の内容について説明を求めることがあります。

(2)　資格確認において資格を有すると認められた申込者（以下「入札参加者」といいます。）による競争入札を行います。

(3)　資格確認結果は令和８年 12 月９日（水）までに各申込者に書面により発送します。

6　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

①　提出期限：令和８年 12 月 15 日（火）　午後５時

②　提出場所：４(2)と同じ

③　提出方法：書面は持参することにより提出するものとします。(郵送、ＦＡＸ等でのお申込みは受け付けいたしません。)

(2)　契約担当役は、説明を求められたときは、令和８年 12 月 21 日（月）までに説明を求めた者に対して書面により回答します。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期限を延長することがあります。

(3)　契約担当役は、申立て期間の途過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下します。

(4)　契約担当役は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧により遅滞なく公表します。

7　入札期日（入札及び開札の日時、場所等）

(1)日時　　令和８年 12 月 25 日（金）

入札書の提出　午前９時 50 分から午前 10 時 10 分まで

開札　　午前 10 時 10 分

(2)場所　　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

独立行政法人都市再生機構九州支社　入札室

注１）入札に参加しなかった場合及び(1)の日時に遅れた場合は辞退として取り扱いますので御注意ください。

注２）開札会場への入場は、１入札参加者につき１名とし、入札参加者以外の方は、開札会場への入場はできません。

8　入札方法等

(1)　資格確認を通過した入札参加者は、「入札書」（様式４）の用紙に必要事項を記入・押印（実印又は代理人の使用印）の上、入札書提出用封筒（様式４別添「参考：入札書提出用封筒記載例」を参考に作成してください。）に「入札書」のみを入れて封をして割印（実印又は代理人の使用印）してください。

(2)　入札書には、料率を記載してください。

（賃貸料は、原則、自動販売機の売上に上記の料率を乗じて得た金額（円未満は四捨五入。消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）をお支払いただきます。）

(3)　入札書を提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできません。

(4)　入札書の提出は、入札参加者本人又は入札参加者の代理人（上記４(3)において委任状で届けている者）とし、それ以外の者が入札書を提出する場合は、別途委任状を提出してください。

(5)　入札参加者又は代理人が御本人であるかどうかを確認しますので、運転免許証等の身分が確認できるものを持参してください。（運転免許証等を持参された場合は写しを取らせていただきますので、ご了承ください。）

(6)　入札参加者又は入札参加者の代理人は同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

９　入札の辞退

(1)　入札参加者は、入札書提出前であれば、入札を辞退することができます。

(2)　入札参加者は、(1)により入札を辞退するときは、入札辞退届（用紙は機構に御請求ください。）を上記４(2)の受付場所に直接持参して行います。

(3)　入札を辞退した者は、これを理由として以後の申込み等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

10　公正な入札の確保

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2)　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

(3)　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

11　入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札

の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

12　入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、それ以外の入札を有効とします。

①　上記２の申込資格のない者が入札を行ったとき。

②　所定の入札書以外の用紙を使用して入札を行ったとき。

③　委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき。

④　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

⑤　賃貸料率の記載を訂正したとき。

⑥　入札書に入札参加者（代理人を含む。）の所定の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。

⑦　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

⑧　明らかに連合によると認められるとき。

⑨　①～⑧に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を満たしていないとき。

13　落札者の決定

(1)　入札書投入完了後、入札参加者立会いにより即時に開札を行うものとします。

(2)　開札の結果、有効な入札を行った者の中で機構があらかじめ定めた予定賃貸料率以上で最も高い賃貸料率で入札した者を落札者とします。

(3)　落札となるべき同率の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引いていただいて落札者を決定します。

(4)　開札の結果、入札参加者が１名しかいない場合は、機構があらかじめ定めた予定賃貸料率以上であれば、その者を落札者とします。

(5)　落札者氏名、落札賃貸料率は、開札の場で読み上げます。なお、落札者がいない場合は、最高入札賃貸料率のみを読み上げます。

(6)　機構の予定賃貸料率は公表いたしません。

(7)　入札結果は、書面により落札者氏名を入札参加者全員に通知します。

(8)　落札者の決定後、契約締結までの間に落札者の辞退又は入札の無効が判明した場合は、当該落札者を失格とし、入札賃貸料率が予定賃貸料率以上の第二順位の者（以下「次点者」といいます。）に賃借希望の有無を照会し、希望した場合には次点者を新たな落札者とします。なお、次点者に賃借の希望がない場合又は次点者が新たな落札者となった場合で契約締結までの間に辞退又は入札の無効が判明した場合、第三順位以降の者を対象に同様の手続きを行うこととします。

(9)　次点者等への通知は、落札者の辞退が確定するまで行いません。また、次点者であるか否かについての問い合わせには対応いたしません。

14　入札結果の公開

入札結果（落札者住所（特別区又は市町村まで表記）、落札者氏名（個人の場合は「個人」と表記）及び応札者数）については、次のとおり閲覧に供する等、公開いたしますのであらかじめ御承知おきください。なお、落札者がいない場合については、落札者住所及び落札者氏名について「該当無し」として同様に公開いたします。

(1)期　間　　開札日以降、７日間

(2)場　所　　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

独立行政法人都市再生機構九州支社　契約関係掲示・閲覧コーナー

15　契約の締結等

(1)　契約の締結

①　落札者との契約の締結は、令和９年１月 29 日（金）までに行います。なお、期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての一切の権利を辞退したものとし、上記 13(８)に基づき落札者となった者と契約を締結します。

②　契約書は、別添のとおりです。

賃貸条件等については(３)のほか、契約書等の内容を御確認ください。

(2)　覚書の交換

①災害時における災害救援ベンダー機能付の自動販売機を設置する際、その使用について、（１）と同時に覚書を交換していただきます。なお、期限までに覚書を交換されない場合の取扱いは上記（１）と同様となります。

②　覚書は契約書別添２のとおりです。

(3)　主な賃貸条件

以下に記載するもののほか、別添「自動販売機の設置に係る土地賃貸借契約書」、「仕様書」（契約書別添１）及び「覚書」（契約書別添２）のとおりとします。

①　用途

清涼飲料水の自動販売機の設置場所として使用していただきます。

②　契約期間

令和９年２月１日から令和 14 年１月 31 日まで（５年間）

※大型機器の搬入に際しては、住民の生活に配慮すること。

③　賃貸料

設置する自販機ごとに算出し、原則として、各自動販売機の売上月額に、落札した賃貸料率を乗じて得た金額（円未満は四捨五入。消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とします。ただし、前述した方法により算出した金額が 3,056 円に満たない場合は、当該自動販売機に係る賃貸料は 3,056 円とします。

④　保証金

設置する自動販売機毎に金 30,000 円とし、初回賃貸料と併せてお支払いいただきます。なお、この契約が終了したときは、保証金を返還いたします。ただし、機構に債務がある場合は、その債務の弁済に充てた後の保証金残額を返還いたします。なお、返還する保証金については、利息は付さないものとし、最終の賃貸料の支払いと相殺することができるものとします。

⑤　原状回復

契約終了時には貸付時の原状に回復して明け渡していただきます。ただし、落札者（賃借人）において設置した電源引き込み設備について、事前に当機構の承諾を得ている場合はこの限りではありません。

⑥　特記事項

(ｲ)　設置する自動販売機で使用する光熱水料について、原則、電気又は水の供給事業者との間で直接需給契約を締結していただきます。ただし、直接需給契約が締結できない等やむを得ない事情がある場合は、機構の承諾を得たときに限り、機構の既設設備から電気又は水の供給を受けることができるものとします。(この場合、落札者の負担により使用量を計測する子メーターを設置するものとします。)

(ﾛ) 電源引き込み工事等は、関係諸法令及び当機構の仕様に基づき実施していただきます。工事に着手される前に、工事施工協議書（電源引き込みルート、配線系統、使用部材及び自販機据付方法等が分かる図面を添付。様式５）を機構に提出いただき、機構の承諾を得た後、工事に着手してください。

(ﾊ)　契約期間中にやむを得ず自動販売機を移転していただく必要が生じた場合、移転先を提示いたしますので、これに応じていただきます。この場合において、機構は、自動販売機の撤去又は移設に要する費用を全て負担いたしますが、移転に伴う売上額の補償等はいたしません。

(ﾆ)　設置した自動販売機に関する苦情、問合せ及び事故等には、設置運営者の責任により対応いただき、機構は一切関与いたしません。

16　賃貸料の支払方法等

(1)　売上に係る事項及び売上金額に落札した賃貸料率を乗じて得た金額（端数は四捨五入）について、機構の指定する様式で翌月の 15 日までに提出していただきます。ご報告いただいた内容に疑義がある場合は、機構は当該疑義について、協議の申し入れを行います。この申し入れがない場合は、ご報告をいただいた月内に賃貸料をお支払いいただきます。

(2)　契約を解除する月を含む賃貸料の請求は、15(3)④の保証金を賃貸料と相殺して請求することができるものとします。

(3)　保証金は、原則として初回賃貸料と併せてお支払いただきます。

(4)　賃貸借契約書（機構保管のもの１通）に貼付する収入印紙、本契約の締結及び履行

に必要な一切の費用は、賃借人の方に負担していただきます。

17　自動販売機設置場所の引渡し等

(1)　賃借人への設置場所の引渡しは現況有姿にて行います。

(2)　現地説明会は行いませんので、入札参加者自身が必要に応じて現地及び募集要領等を確認ください。(現地を確認される場合、お住まいの方々に十分ご配慮ください。)

18　設置場所に関する調査について

機構が団地管理上、設置場所に関して調査を求めたときは、賃借人はこれに協力していただきます。

以　上

社会課題を、超えていく。

UR

UR都市機構

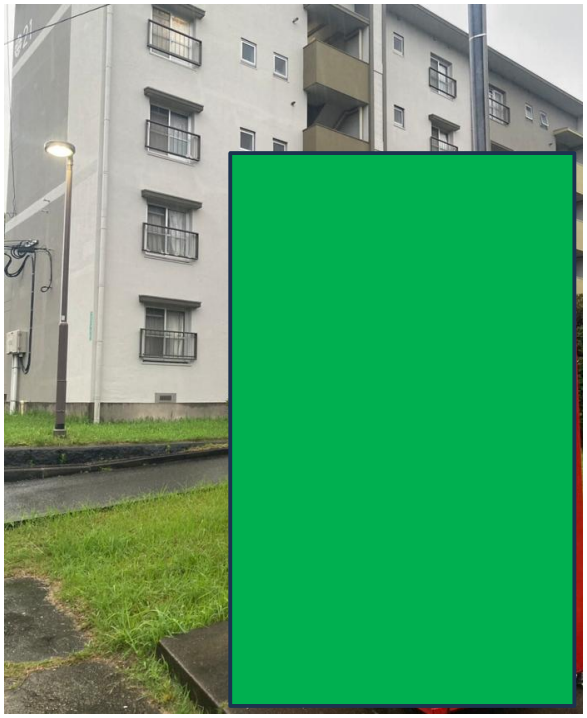
【別紙】募集対象物件一覧

	団地ｺｰﾄﾞ	団地名	行政区	住居表示	設置予定箇所	R7年度月額平均概算販売本数 (R7.4～R8.3)
既設	48	荒江	福岡市城南区	福岡市城南区荒江団地	22号棟横	300本/台
	55	原	福岡市早良区	福岡市早良区原団地	25号棟横	
	60	金山①	福岡市城南区	福岡市城南区金山団地	集会所横	
		金山②	福岡市城南区	福岡市城南区金山団地	9号棟西側	
	88	下大利	大野城市	大野城市下大利団地	39号棟横	
	97	四箇田①	福岡市早良区	福岡市早良区四箇田団地	28号棟横	
		四箇田②	福岡市早良区	福岡市早良区四箇田団地	28号棟横	
	125	吉塚六丁目	福岡市博多区	福岡市博多区吉塚六丁目10番	12号棟駐車場横	
	129	箱崎五丁目	福岡市東区	福岡市東区箱崎五丁目4番	10号棟横	

1. 団地の概要

団地名	荒江
所在地	福岡市城南区荒江団地
設置予定箇所	22号棟横

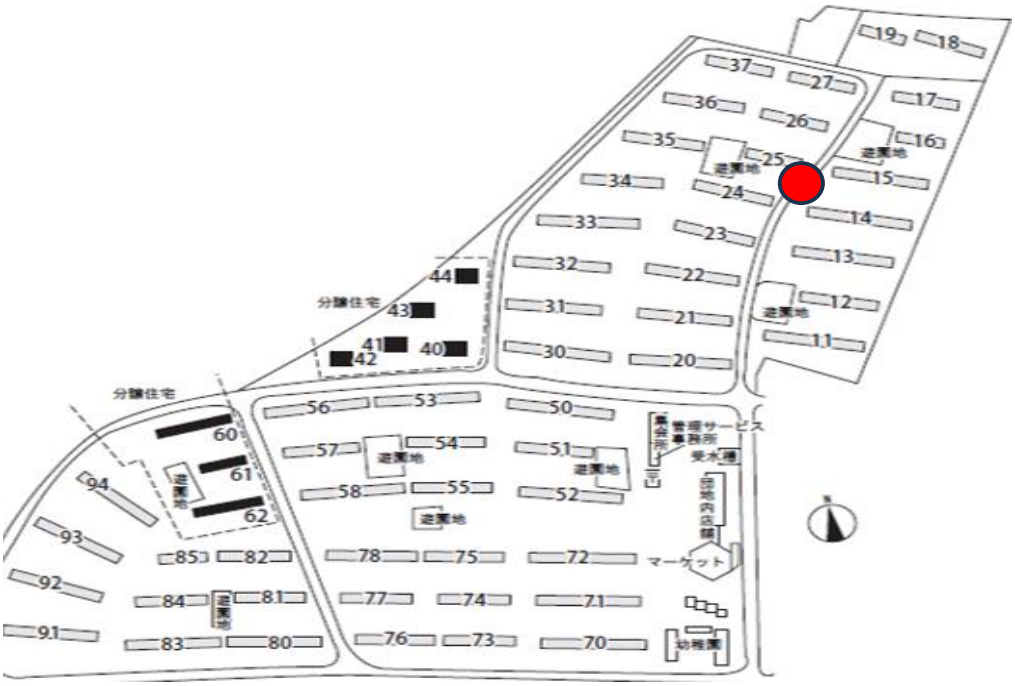
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	原
所在地	福岡市早良区原団地
設置予定箇所	25号棟横

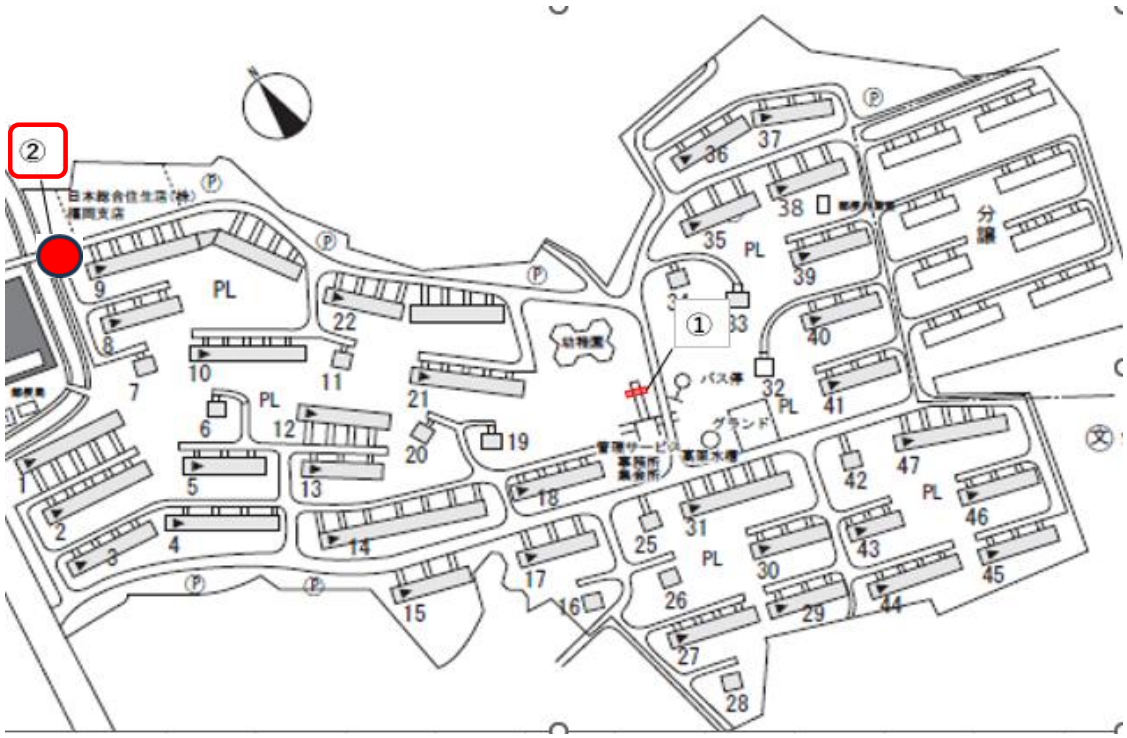
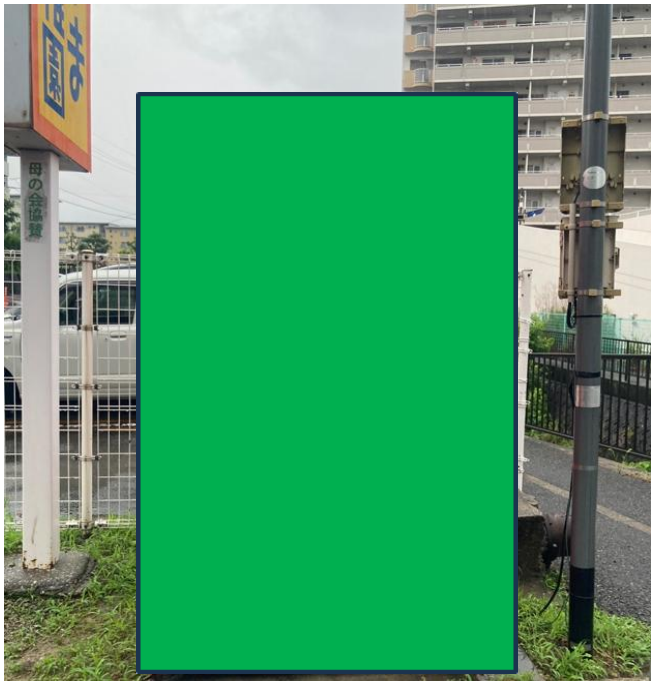
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	金山①
所在地	福岡市城南区金山団地
既設自動販売機	集会所横

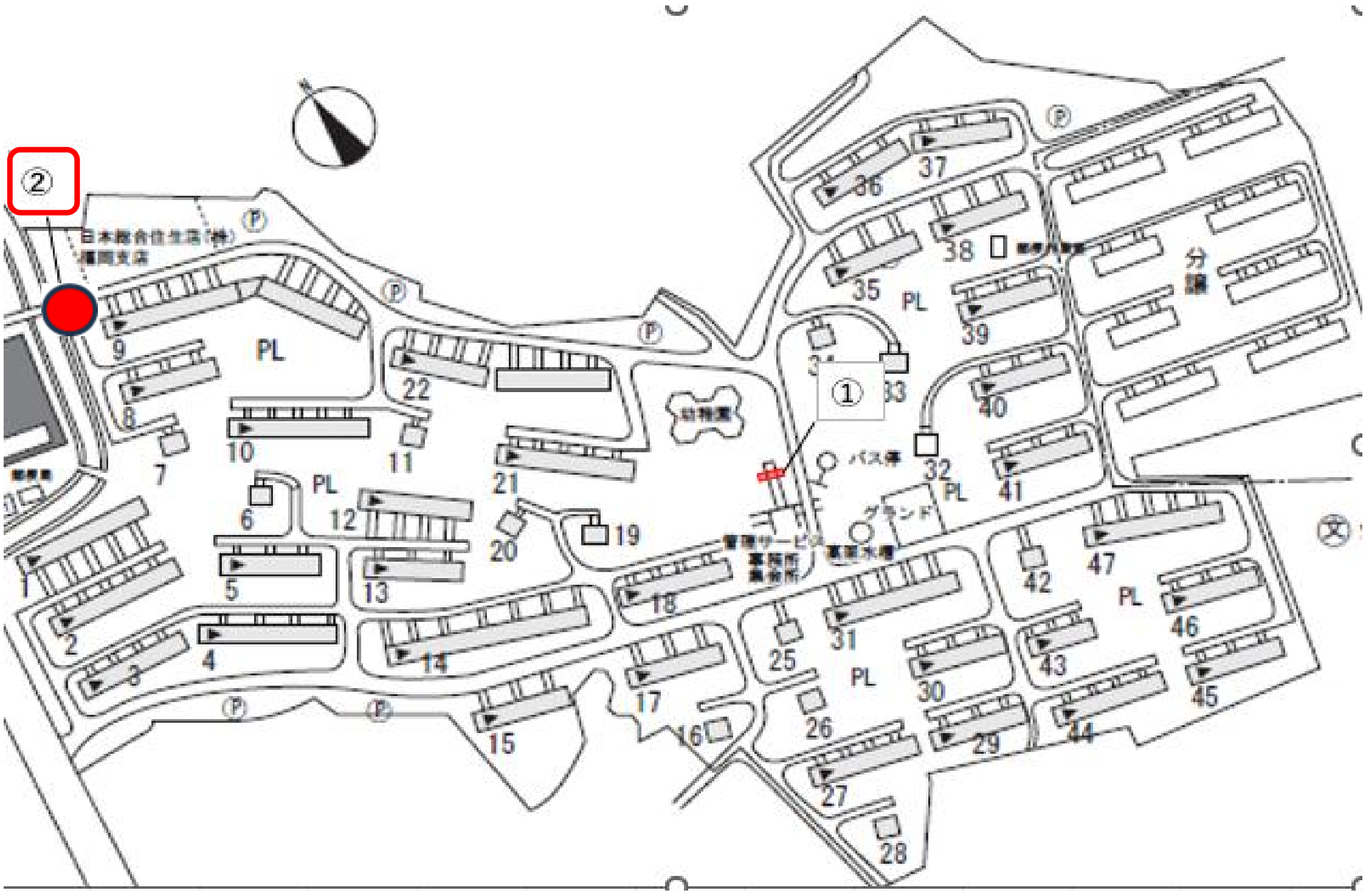
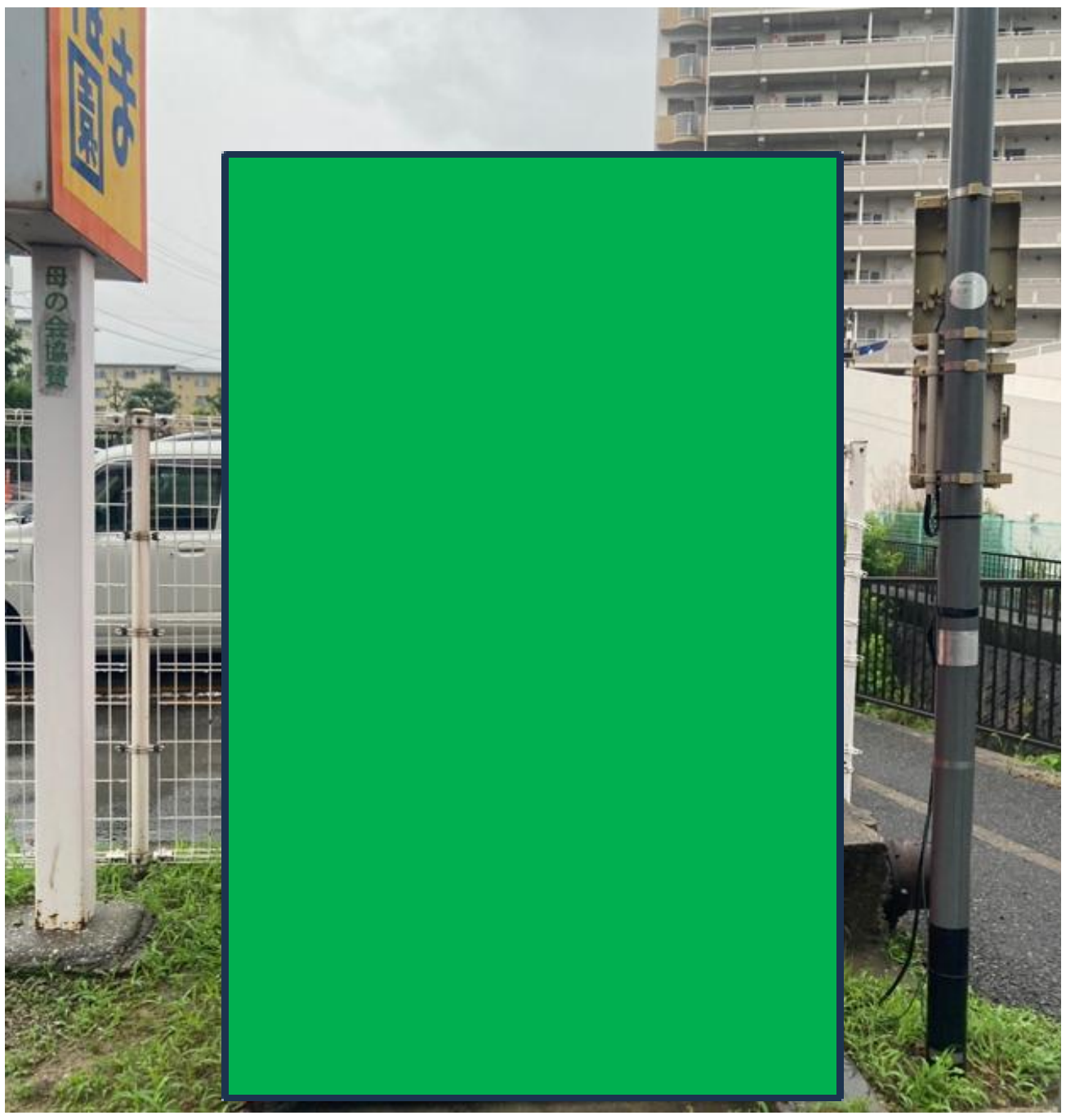
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	金山②
所在地	福岡市城南区金山団地
既設自動販売機	9号棟西側

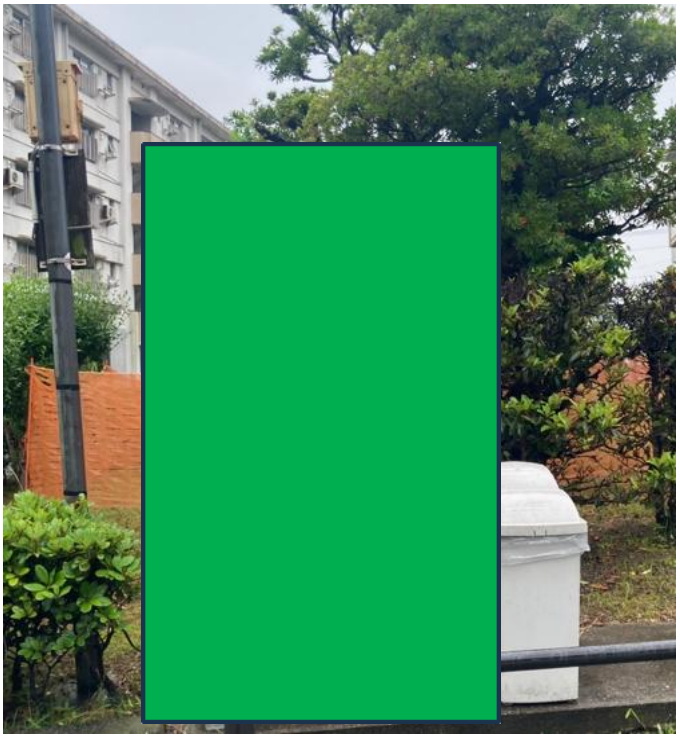
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	下大利
所在地	大野城市下大利団地
設置予定箇所	39号棟横

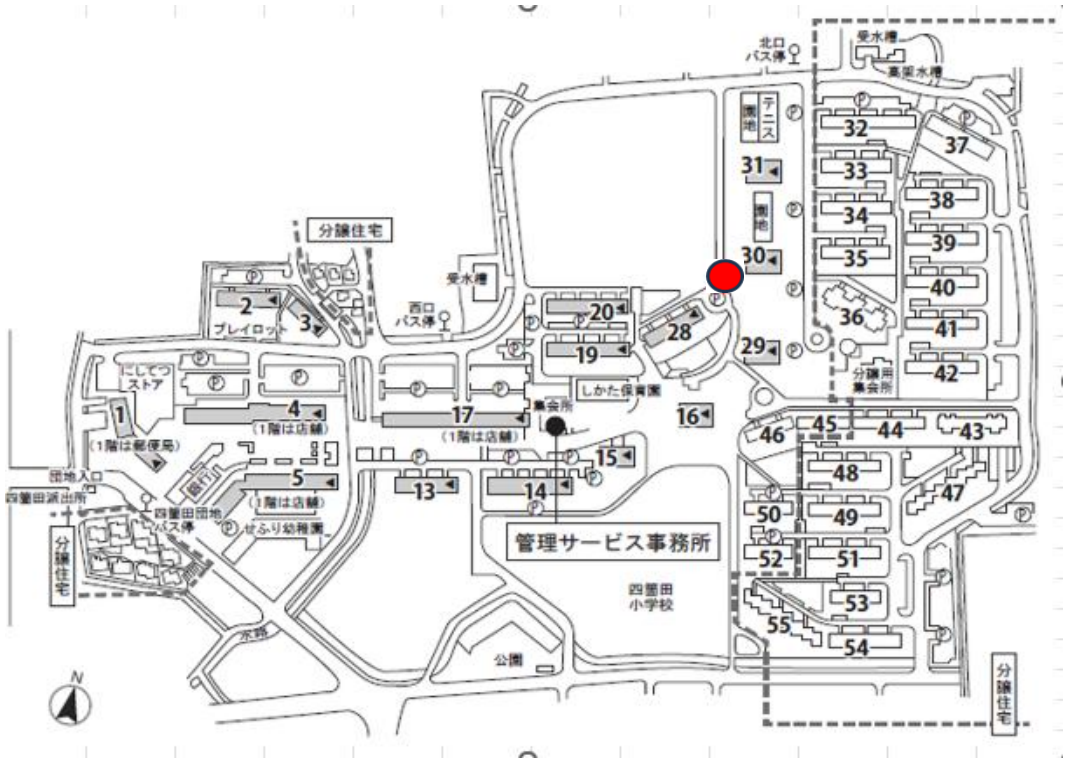
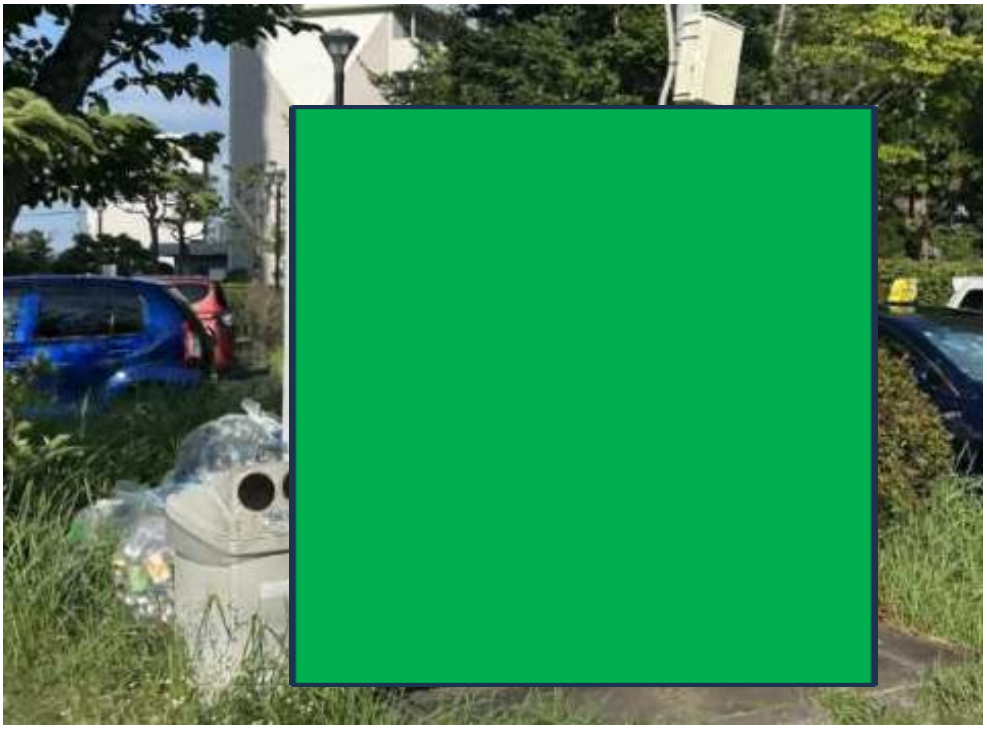
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	四箇田①
所在地	福岡市早良区四箇田団地
設置予定箇所	28号棟横

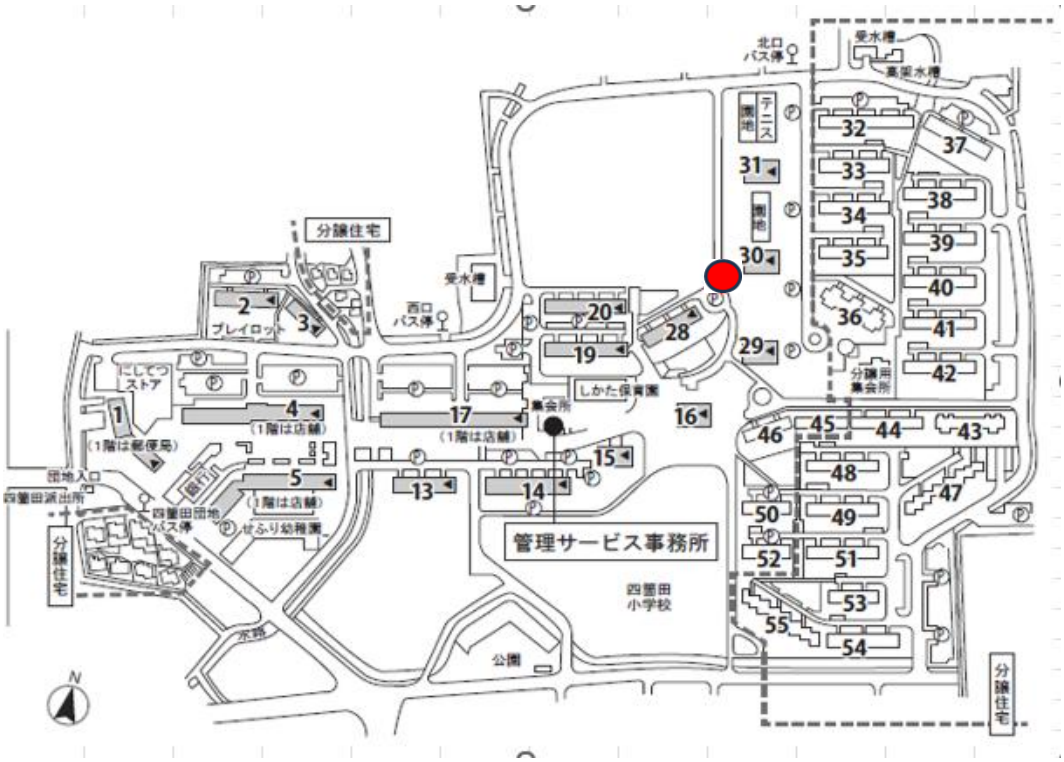
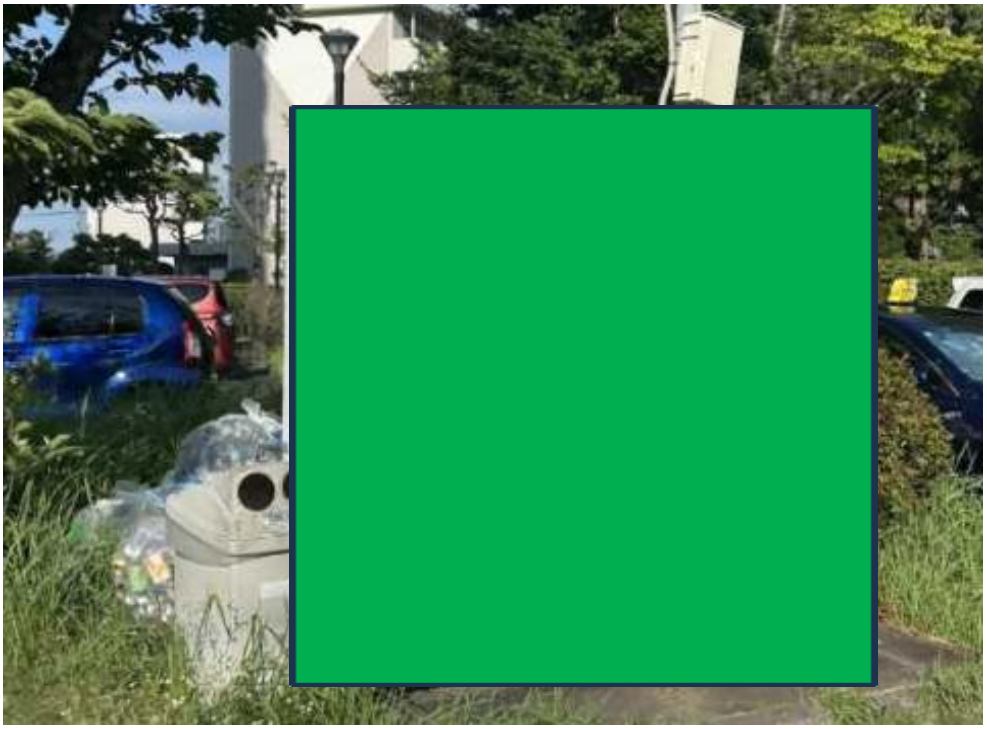
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	四箇田②
所在地	福岡市早良区四箇田団地
設置予定箇所	28号棟横

2. 配置図

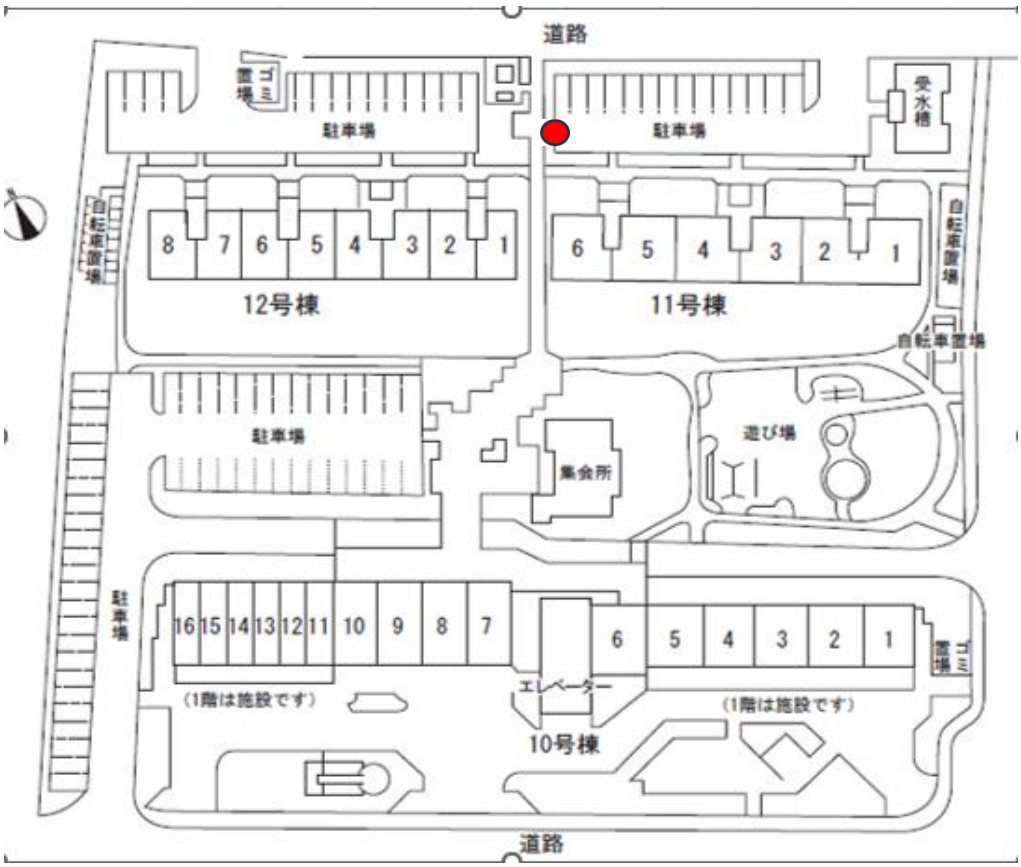
団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	吉塚六丁目
所在地	福岡市博多区吉塚六丁目10番
設置予定箇所	12号棟駐車場横

2. 配置図

団地配置図



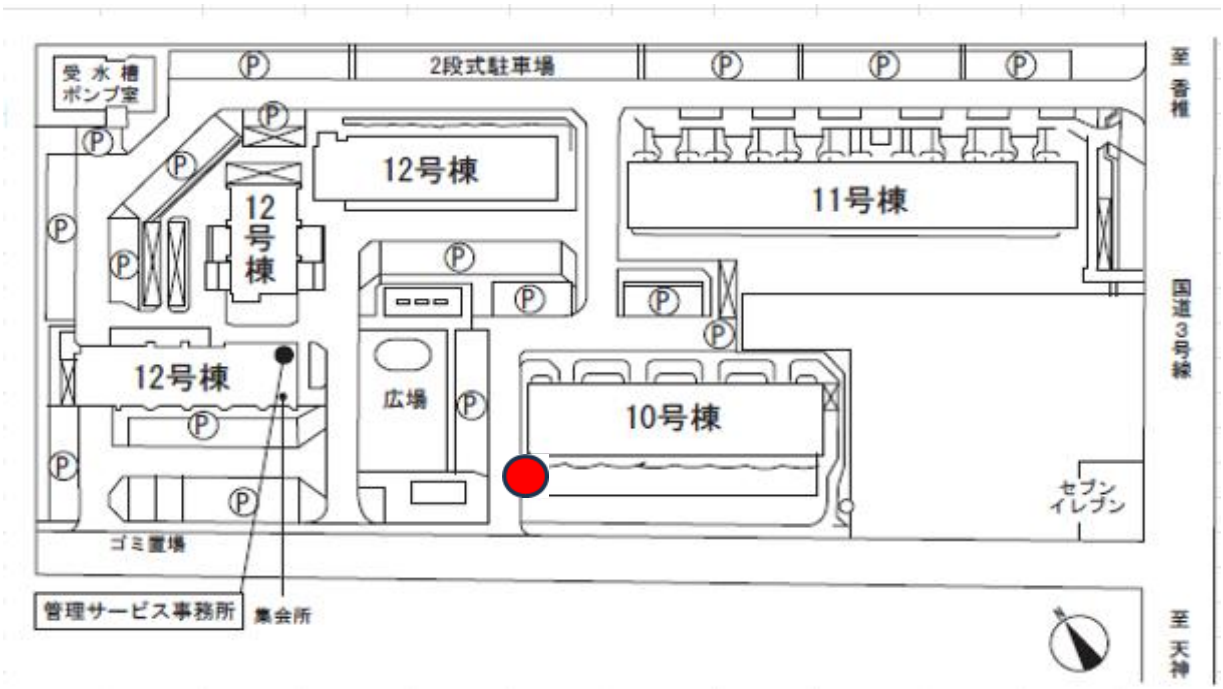
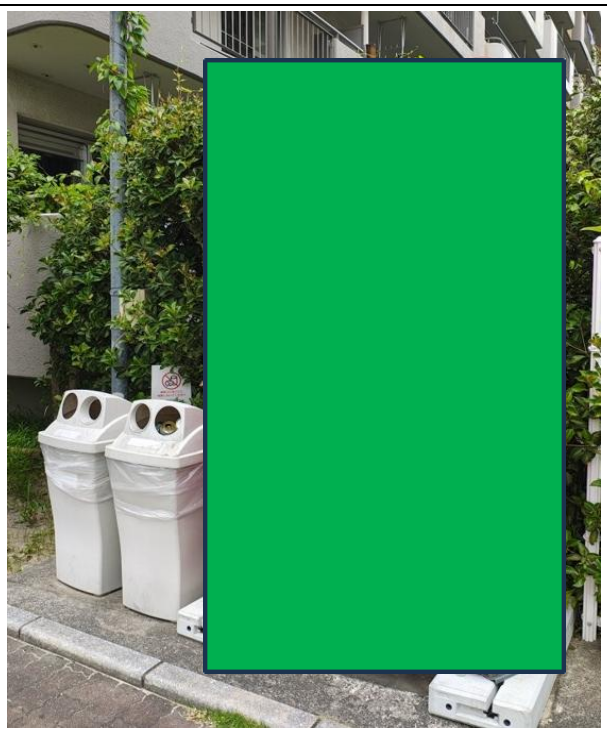
設置提案箇所



1. 団地の概要

団地名	箱崎五丁目
所在地	福岡市東区箱崎五丁目4番
設置予定箇所	10号棟横

2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

様式１

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構
　九州支社長　殿

申込予定者　　所　在　地
会　社　名
代 表 者 名
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
連 絡 先 TEL

質　問　書

次の令和８年度荒江団地他６団地の飲料自動販売機設置の事業者の募集に関する内容について、次のとおり質問します。

団地名	荒江団地他６団地
項番	**質　問　事　項**

（注）１　質問事項が１枚で書ききれない場合は、必要枚数を複写して利用してください。
　　２　申込者が個人の場合は、「申込予定者」に個人の住所及び氏名を記入してください。

様式２

令和　　年　　月　　日

申　込　書

独立行政法人都市再生機構
　九州支社長　殿

（申込者）住所

氏名　　実印

私は令和８年度荒江団地他６団地の飲料自動販売機設置の事業者の募集要領に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、令和８年度荒江団地他６団地の飲料自動販売機設置事業者の募集要領「２申込資格」に記載の申込資格を有することを誓約します。

申込者	名称 （個人は職業を記入してください）	
	代表者 （個人は氏名を記入してください）	
	住所	
	担当部課・担当者 （個人は記入不要です）	
	電話番号	
	資本金 （個人は記入不要です）	百万円
	設立年月 （個人は記入不要です）	明治・大正 昭和・平成　　年　　月
	直近決算期 （個人は記入不要です）	令和　　年　　月
	従業員数 （個人は記入不要です）	人
	直近期の売上高 （個人は記入不要です）	百万円
	直近期の営業利益 （個人は記入不要です）	百万円
	土地の使用用途	
	団地名	荒江団地他６団地

様式３

委　任　状

代理人　住　所

氏　名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の令和８年度荒江団地他６団地の飲料自動販売機設置の事業者の募集に係る申込み、入札に関する一切の件。

団地名　　荒江団地他６団地

物件所在地　　福岡市城南区荒江団地　　他

令和　　年　　月　　日

委任者　住　所

氏　名　　実　印

（電話番号）　　－　　－

（注）　１　委任者の印鑑は、印鑑証明書の印を押印してください。
２　代理人が使用する印を右上の欄内に押印しておいてください。
３　代理人の住所は住民登録がされている住所を記載してください。

様式４

入　札　書

独立行政法人都市再生機構
　九州支社長　殿

入札者　住　所
　　氏　名　　実　印

代理人　住　所
　　氏　名　　使用印

団地名	荒江団地他６団地

賃　貸　料　率			・			%

１令和８年度荒江団地他６団地の飲料自動販売機設置の事業者の募集要領等に記載されている内容を承知の上、上記のとおり入札します。
２令和８年度荒江団地他６団地の飲料自動販売機設置の事業者の募集要領「２申込資格」に記載の申込資格を有することを誓約します。

（注）１　入札書は、所定の入札書提出用封筒に入れて封をして割印してください。
　　２　代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名（委任状に記載した住所、氏名）を記載し、代理人の使用印を押印してください。
　　３　賃貸料率は、算用数字ではっきりと記載してください。
　　４　賃貸料率を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
　　５　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

様式４　別添

（表）

入札書提出用

入　札　書　在　中

令和８年度荒江団地他６団地の
飲料自動販売機設置の事業者の募集

独立行政法人都市再生機構九州支社

開札年月日	
団地名	荒江団地他６団地

（注意）
この封筒には入札書のみを入れて必ず封をして割印してください。

（裏）

住所

氏名

上記代理人
住所

氏名

様式５

工事協議書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社長殿

住所

氏名　　実印

清涼飲料水自動販売機設置に関し、次のとおり、電源引込み工事を行いたく、協議します。
なお、工事の実施に当たり、機構の指示に従うとともに、次の事項を厳守します。

１　居住者に不測の事故が起こらないよう万全の措置を講じること。

２　停電が生じないよう実施し、万一、停電が生じた際の居住者からのクレーム等については、すべて私の責任と負担で対応すること。

記

場　　所	団　地　名	
	場所の表示	
工 事 日 程		
工事責任者名		
連　絡　先		
備　　考		

以　上

添付書類

工事概要図面（電源引込みルート、配線系統、使用部材及び自販機据付方法等を具体に記入してください。）

別添

自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書

貸主　独立行政法人都市再生機構を甲とし、借主　　を乙として、甲乙間に次のとおり自動販売機の設置場所に係る賃貸借に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第１条　甲は、次に表示する甲所有の設置場所（以下「設置場所」という。）を本契約書に記載されている条件で乙に賃貸する。

（設置場所の表示）

一　団地名　　荒江団地他６団地

二　所在地　　福岡市城南区荒江団地　他

三　設置場所　　別図のとおり

四　設置台数　　９台

２　乙は、前項の設置場所に別添１の仕様書に基づく自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）を設置し運営するものとし、その他の目的に使用してはならない。

（契約期間）

第２条　本契約の期間は、令和９年２月１日から令和 14 年１月 31 日までとする。

（賃貸料）

第３条　甲は、賃貸料を第４条第１項の規定により乙が報告する当月分の売上金額に賃貸料率　　％を乗じ、算出された金額に１円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入したものを各月の賃貸料（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とし、乙はこれを承諾する。

２　前項の規定にかかわらず、前項に規定する方法により算出した金額が金 3,056 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）に満たない場合は金 3,056 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）を賃貸料とする。

３　甲及び乙は、契約期間中の賃貸料率は変更しないものとする。

（売上報告書の提出等）

第４条　乙は、本件自動販売機の売上状況について、当月分の売上金額を翌月の 15 日までに、別紙１の売上報告書で甲に提出しなければならない。

２　甲は、乙から売上報告書の提出を受けたときは、第３条第１項及び第２項で規定する方法により賃貸料を算出し、速やかに乙に請求書を送付するものとする。

３　甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。また、乙は、甲の指摘があるときは売上報告書を修正の上、直ちに、甲に再提出するものとする。

（賃貸料の支払義務）

第５条　乙の賃貸料の支払義務は、令和９年２月１日から発生するものとする。

２　乙は、甲による第４条第３項の疑義の申し入れがない場合は、当月の賃貸料について、翌月の月内に、甲の定める方法により甲に賃貸料を支払うものとする。

（保証金）

第６条　乙は、賃貸料の支払、損害の賠償その他本契約から生ずる債務を担保するため、保証金として自動販売機毎に金 30,000 円を甲に支払うものとする。

２　乙は、前項の保証金を、甲の定める期日までに、甲の定める方法により支払うものとする。

３　甲は、第２条に定める契約期間が満了した場合、第 14 条第１項の規定により本契約を解除した場合又は第 15 条の規定により契約期間の満了前に解除された場合において、それぞれ契約期間の満了日、契約解除日又は甲が指定する期日までに乙が甲に設置場所の明け渡しを行わないときは、第１項で規定する保証金を最終月の賃貸料に充当するもの

とする。なお、甲は、賃貸料に残額がある場合は乙に請求するものとし、乙は速やかにこれを支払うものとする。

４　甲は、前項に規定する保証金の充当後に保証金の残額があるときは、乙の甲に対する債務の弁済に充当するものとする。

５　前項の規定に基づき、甲が保証金を乙の甲に対する債務の弁済に充当した後、甲の債権に残額がある場合は、甲は債権の残額を乙に請求するものとし、乙は速やかにこれを支払うものとする。

６　第４項の規定に基づき、甲が保証金を乙の甲に対する債務の弁済に充当した後、保証金に残額がある場合は、甲は速やかに保証金の残額を乙に返還するものとする。この場合において、甲が乙に返還する保証金については、利息は付さないものとする。

（遅延利息）

第７条　乙は、乙の責めに帰すべき理由により、賃貸料又は保証金の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期日の日数に応じ、年（365 日当たり）14.56 パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

（電気の需給契約等）

第８条　乙は、乙の設置する本件自動販売機で使用する電気又は水について、乙と電気又は水の供給事業者との間で直接需給契約を締結するものとする。

２　乙は、直接需給契約が締結できない等やむを得ない事情がある場合は、甲の承諾を得たときに限り、甲の既設設備から電気又は水の供給を受けることができるものとする。この場合、乙の負担により使用量を計測する子メーターを設置するものとする。

３　甲は、前項により設置された子メーターを基に使用料を算定し乙に請求するものとし、乙は甲の定める期日までに甲の定める方法により支払うものとする。

（設置場所の使用上の注意等）

第９条　乙は、別添の仕様書に従って、善良な管理者の注意をもって設置場所を使用し、また、乙の設置する自動販売機を適切に維持管理しなければならない。

２　乙は、乙が故意若しくは過失又は災害等により、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

３　乙は、商品の補充等のために団地内に立ち入る場合は、次の各号を遵守するものとする。

一　設置場所が住宅団地内敷地にあることに鑑み、居住者の生活に最大限配慮すること。

二　甲又は第三者の財産を毀損等しないこと。

三　善良な管理者の注意をもって設置場所を使用すること。

四　その他、甲が指示する事項に従うこと。

（甲に対する通知）

第 10 条　乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

一　乙が本件自動販売機の設置を完了したとき。（別紙２）

二　乙が第１６条第４項に規定する撤去により原状回復を完了したとき。（別紙３）

三　乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

四　乙に対して再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、破産の申立て（自己申立てを含む。）又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

五　乙が本件自動販売機の全部又は一部の設備の更新、改良又は現状の変更を行うとき。

六　設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したとき又は甲若しくは第三者に損害を与えたとき。

（転貸等の禁止）

第 11 条　乙は、設置場所の全部若しくは一部を転貸し、又は設置場所の賃借権を譲渡する等、第三者に使用又は占有させてはならない。

２　乙は、その名目のいかんを問わず、前項において禁止する行為に類する行為をしてはならない。

（甲の行う管理業務等への協力）

第 12 条　団地の保全工事その他の管理上必要があると認め、乙に本件自動販売機の一時的な移設等について協力を要請したときは、乙は、乙の費用負担によりこれに全面的に協力するものとする。

２　甲は、契約期間中に団地内の環境整備等によりやむを得ず本件自動販売機を移転する必要が生じた場合、移転先を乙に提示することにより、本契約の変更を申し入れることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。この場合において、甲は、本件自動販売機の撤去又は移設に要する費用を全て負担する。

（反社会的勢力の排除）

第 13 条　乙は、乙又は乙の役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

二　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

三　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

四　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。

五　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

２　乙は、次の行為を行わないことを確約する。

一　自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

二　設置場所の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。

三　設置場所のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、賃貸住宅の居住者及び他の施設の賃借人に不安を覚えさせること又は反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

（甲の契約解除権等）

第 14 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで本契約を解除することができる。

一　乙が、賃貸料又は保証金の支払を３か月以上滞納したとき。

二　設置場所その他の甲所有の財産を、故意又は重大な過失により、毀損等したとき。

三　乙が第９条から第 13 条までの各条の規定に違反したとき。

四　その他本契約に違反したとき。

２　乙は、前項の規定により甲が本契約を解除したときは直ちに、第 15 条の規定により契約期間の満了前に解約されたときは第 15 条第１項に定める解約日までに、契約期間満了をもって本契約が終了するときは契約期間満了の日までに、設置場所を甲に返還しなければならない。

（事情による解約）

第 15 条　乙は、本契約を契約期間の満了前にやむを得ず解約する必要が生じた場合、本契約の解約を申し入れることができるものとし、甲は、やむを得ないと認めた場合に限り、これに応じるものとする。ただし、解約日は解約を申し入れた月（以下「解約月」という。）の末日とする。

２　甲は、前項の規定により解約に応じた場合、次項により算出した金額を解約金として、乙に請求するものとし、乙は、甲の定める期日までに、甲の定める方法により支払うものとする。

３　前項の解約金は、第４条第１項で報告する売上報告書に記載された各月の売上金額及び契約期間中の月数を、契約日の属する月から解約月の前月までそれぞれ合計し、その合計した総売上金額を合計した総月数で除した額を算出上の売上金額とみなし、第３条第１項又は同条第２項で規定する方法で求めた算出上の賃貸料（以下「算出上の賃貸料」という。）を、第１項で規定する解約月の翌月から第２条で定めた契約期間満了日の属する月（以下「当初満了月」という。）まで合計した総月数で乗じて算出するものとする。
４　甲は、前項の算出において、契約日の属する月が１月に満たないときは、「契約日の属する月」を「契約日の属する月の翌月」に、当初満了月が１月に満たないときは、「契約期間満了日の属する月」を「契約期間満了日の属する月の前月」に、それぞれ読み替えて算出するものとし、当初満了月が１か月に満たないときの当初満了月分の算出は、算出上の賃貸料を１月を 30 日として日割計算した額とし、その日割計算した額に１円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入して、前項の金額に加算するものとする。

（原状回復義務）

第 16 条　乙は、乙の故意又は過失により設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。
２　乙は、第２条に定める契約期間が満了した場合、第 14 条第１項の規定により甲が本契約を解除した場合又は第 15 条の規定により契約期間の満了前に解約された場合において、乙が設置場所を甲に返還するときは、自動販売機を直ちに撤去し、設置場所を原状に回復しなければならない。
３　前２項に規定する原状回復に伴う費用は乙が負担する。
４　第１項及び第２項に規定する原状回復が完了したときは、乙は速やかに甲に通知するものとする。

（損害賠償等）

第 17 条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
２　甲は、第 14 条第１項の規定に基づき本契約を解除する場合において、甲に損失が生じた場合は、乙に対し、その補償を請求することができる。
３　乙は、第２条に定める契約期間が満了した場合、第 14 条第１項の規定により本契約を解除された場合又は第 15 条の規定により本契約を契約期間の満了前に解約した場合において、契約期間の満了日、甲が指定する期日又は契約解除日までに甲に設置場所を返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、算出上の賃貸料の 1.5 倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

（費用の請求権の放棄）

第 18 条　乙は、本契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、本件自動販売機を撤去し設置場所を返還するときは、その本件自動販売機を設置するために投じた費用及び改良費その他一切の費用を甲に請求しないものとする。

（設置場所に関する調査）

第 19 条　乙は、甲が団地の管理上、設置場所に関して調査を求めたときは、これに協力しなければならない。

（本件自動販売機に関する問合せ）

第 20 条　設置場所に設置した本件自動販売機に関する苦情、問合せ等には、乙が誠意をもって対応するものとする。

（管轄裁判所の合意）

第 21 条　本契約に関して甲乙間に権利義務の争いがあるときは、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（協議）

第 22 条　本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　福岡市中央区長浜二丁目２番４号
独立行政法人都市再生機構
支社長　佐々木　淳一

乙

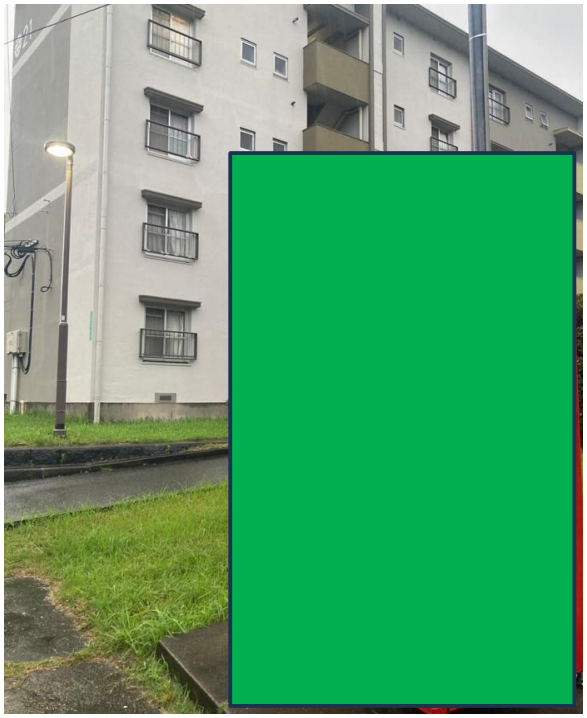
別図

	団地ｺｰﾄﾞ	団地名	行政区	住居表示	設置予定箇所
既設	48	荒江	福岡市城南区	福岡市城南区荒江団地	22号棟横
	55	原	福岡市早良区	福岡市早良区原団地	25号棟横
	60	金山①	福岡市城南区	福岡市城南区金山団地	集会所横
		金山②	福岡市城南区	福岡市城南区金山団地	9号棟西側
	88	下大利	大野城市	大野城市下大利団地	39号棟横
	97	四箇田①	福岡市早良区	福岡市早良区四箇田団地	28号棟横
		四箇田②	福岡市早良区	福岡市早良区四箇田団地	28号棟横
	125	吉塚六丁目	福岡市博多区	福岡市博多区吉塚六丁目10番	12号棟駐車場横
	129	箱崎五丁目	福岡市東区	福岡市東区箱崎五丁目4番	10号棟横

1. 団地の概要

団地名	荒江
所在地	福岡市城南区荒江団地
設置予定箇所	22号棟横

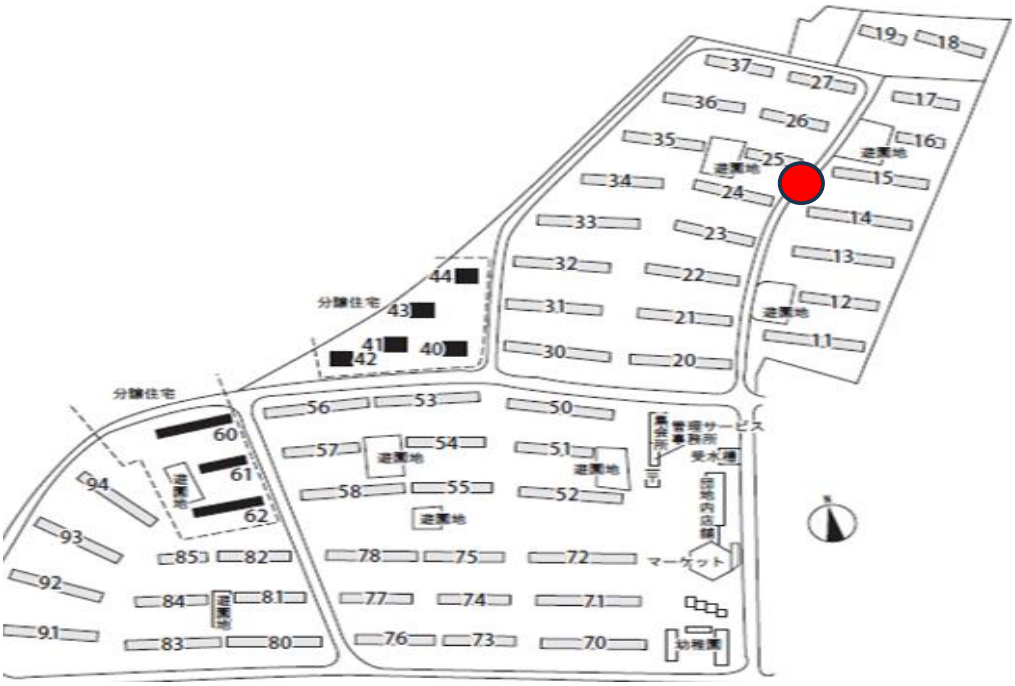
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	原
所在地	福岡市早良区原団地
設置予定箇所	25号棟横

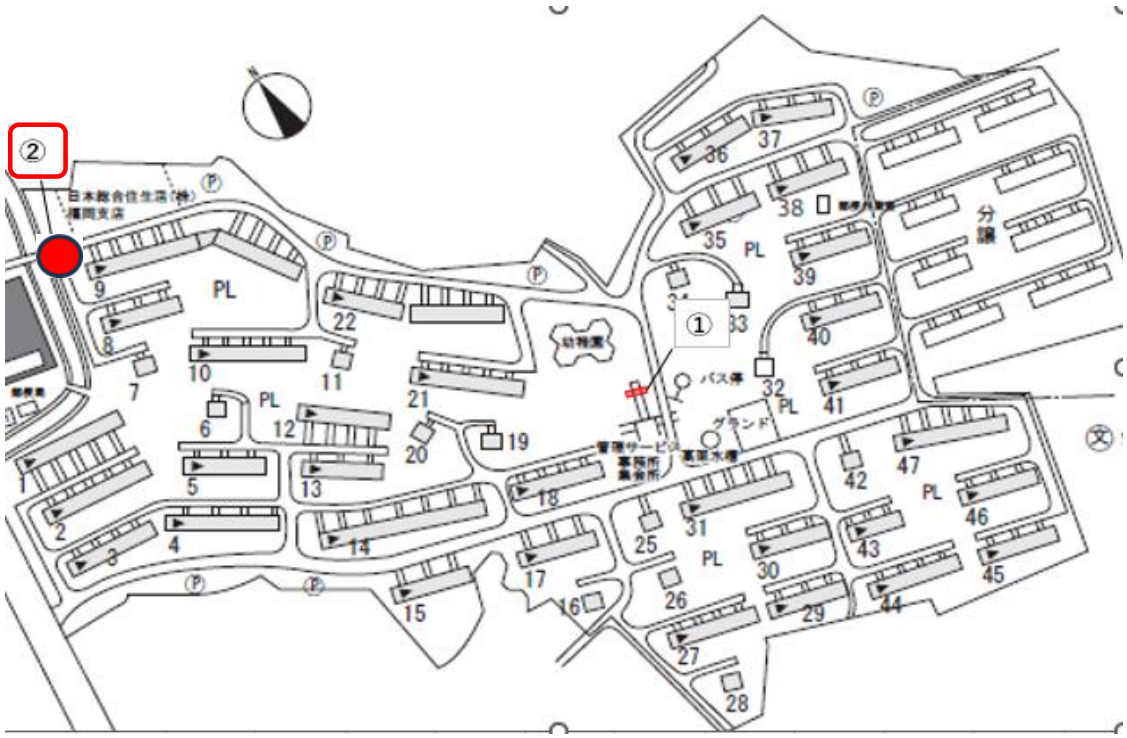
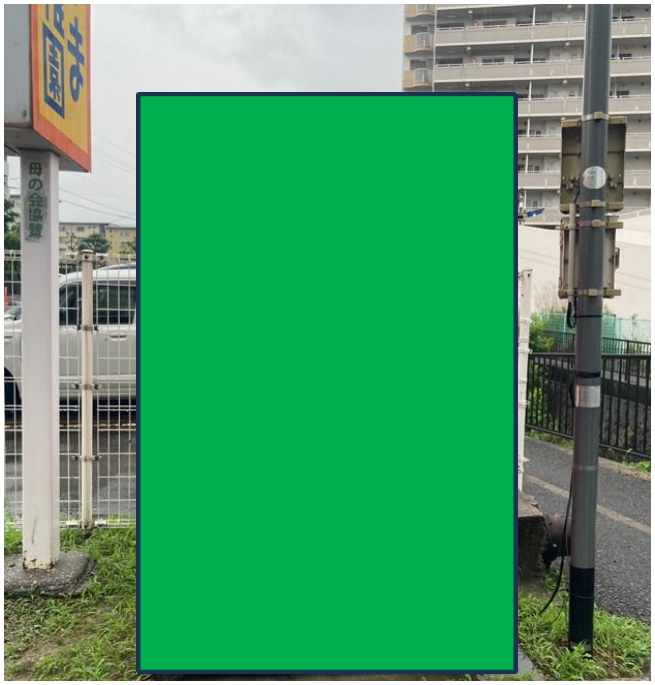
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	金山①
所在地	福岡市城南区金山団地
既設自動販売機	集会所横

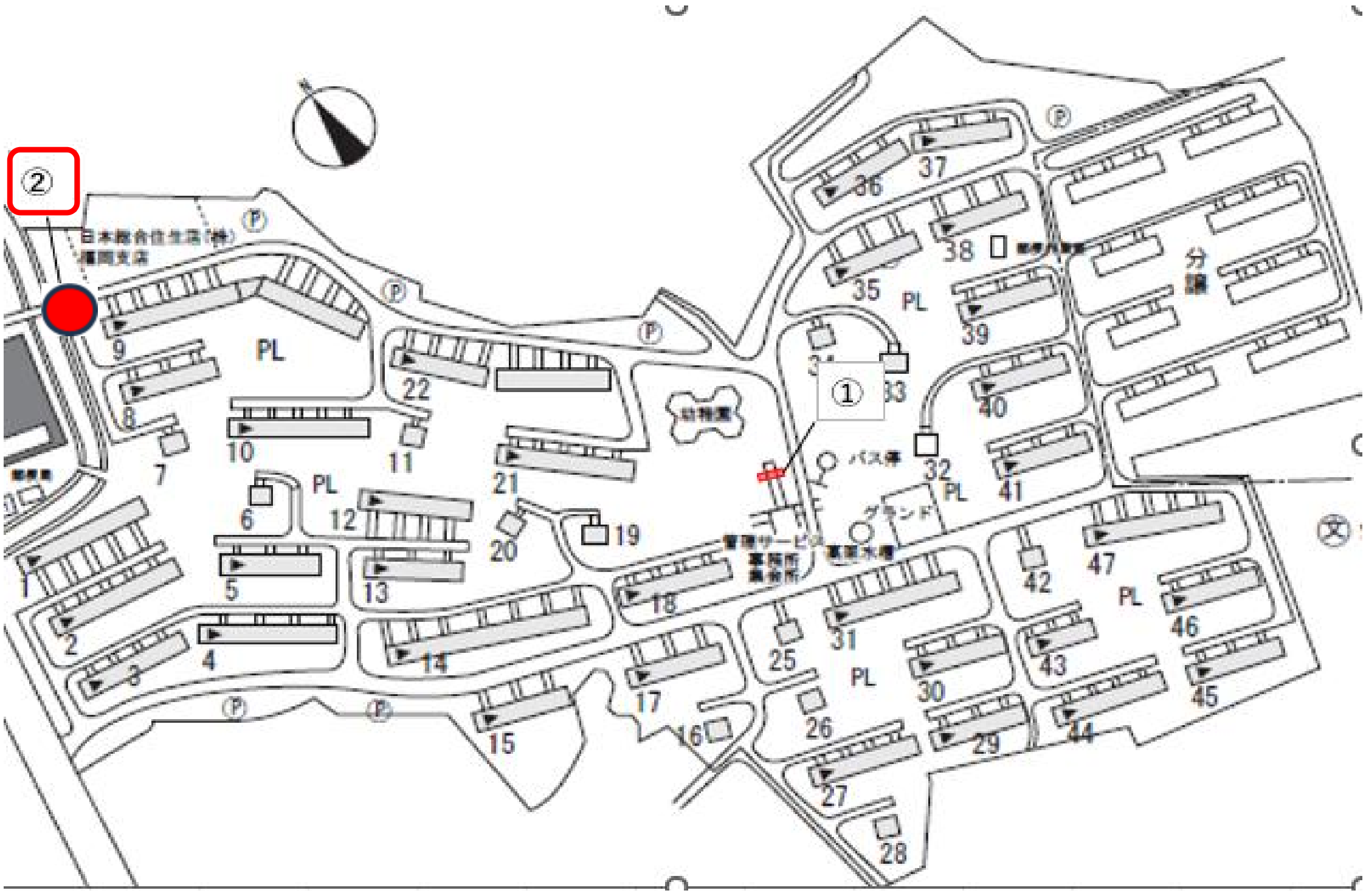
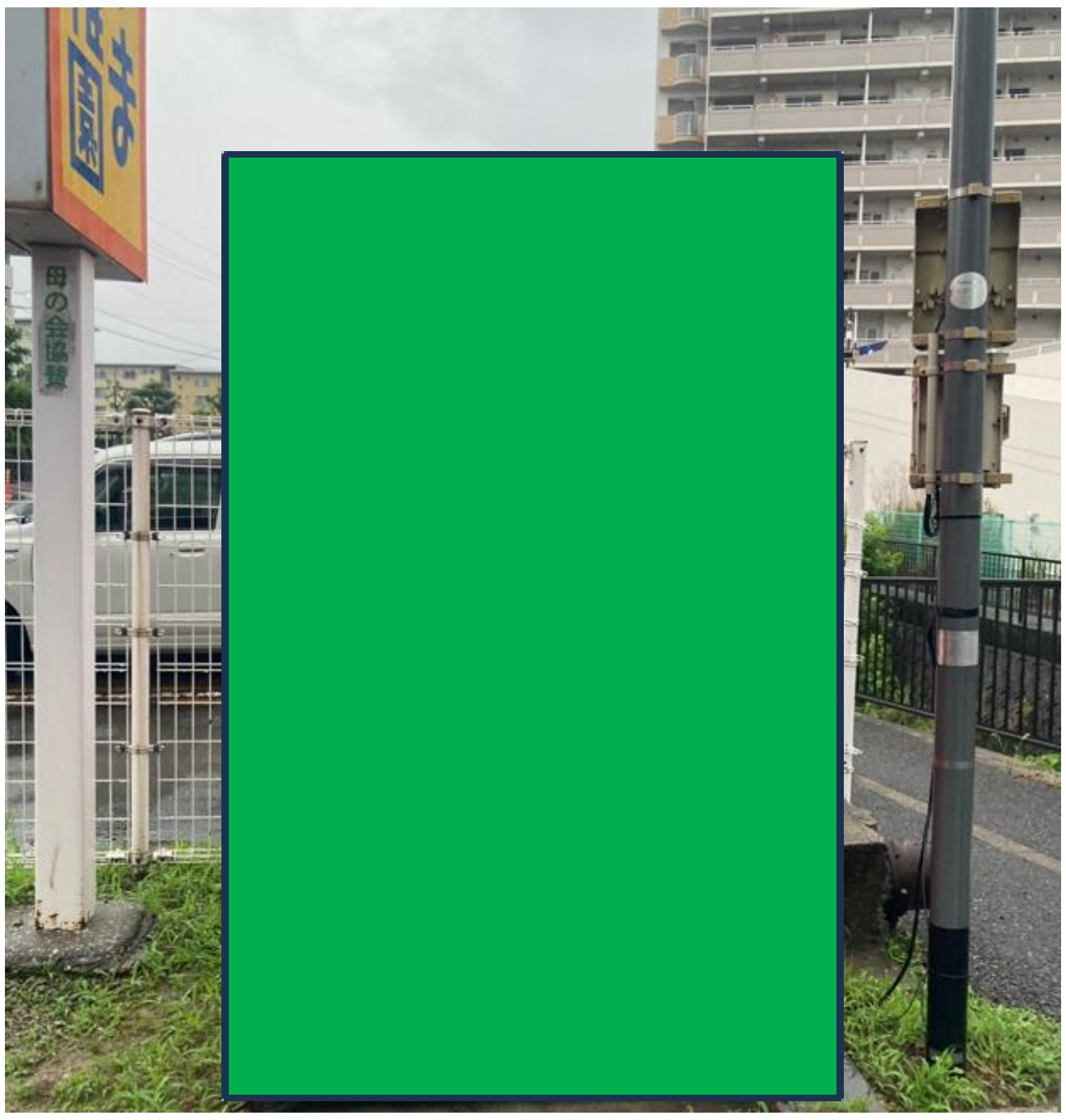
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	金山②
所在地	福岡市城南区金山団地
既設自動販売機	9号棟西側

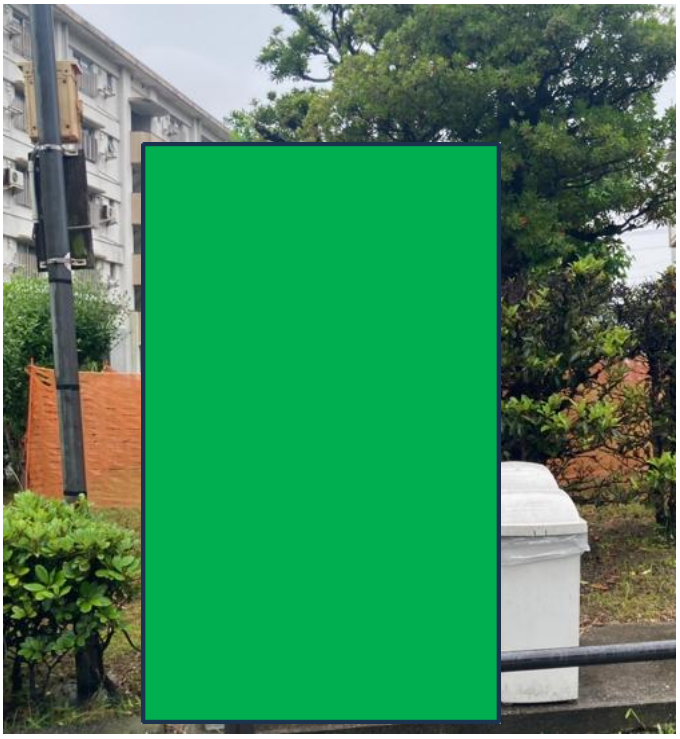
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	下大利
所在地	大野城市下大利団地
設置予定箇所	39号棟横

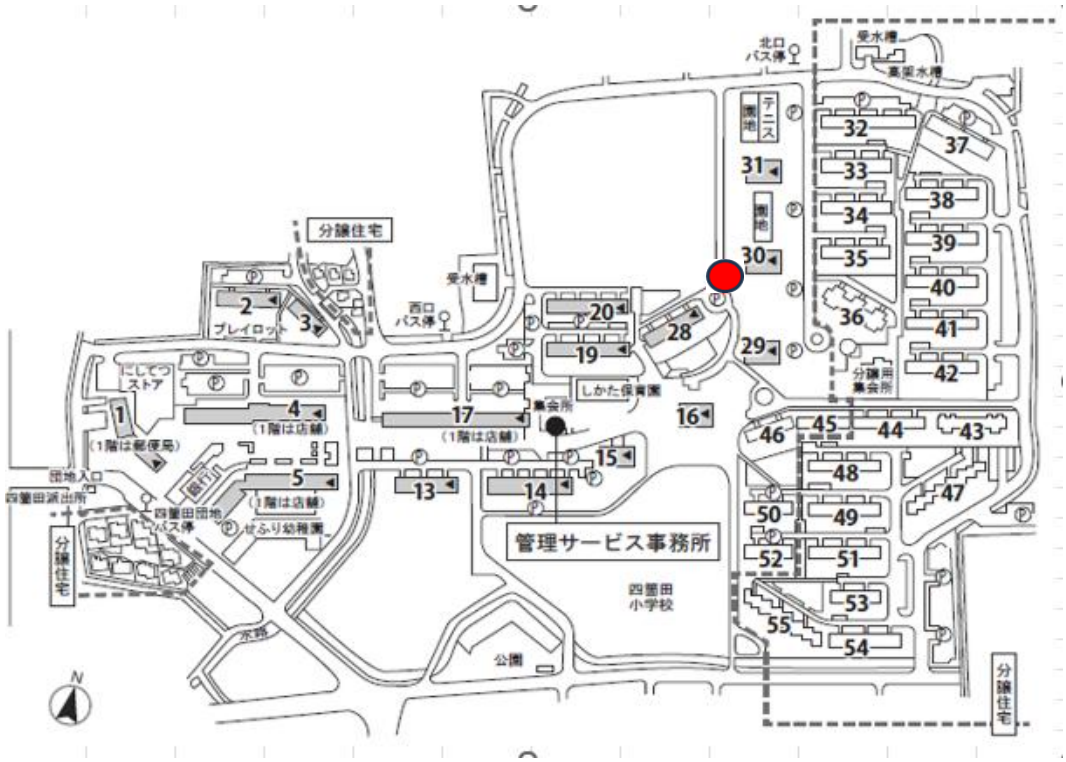
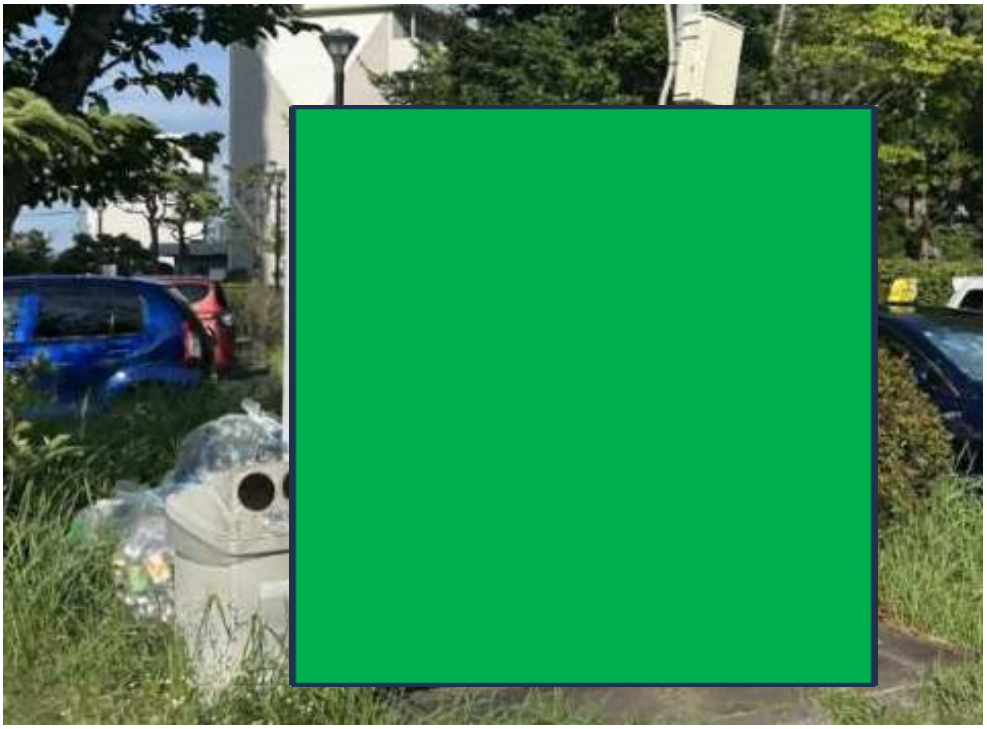
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	四箇田①
所在地	福岡市早良区四箇田団地
設置予定箇所	28号棟横

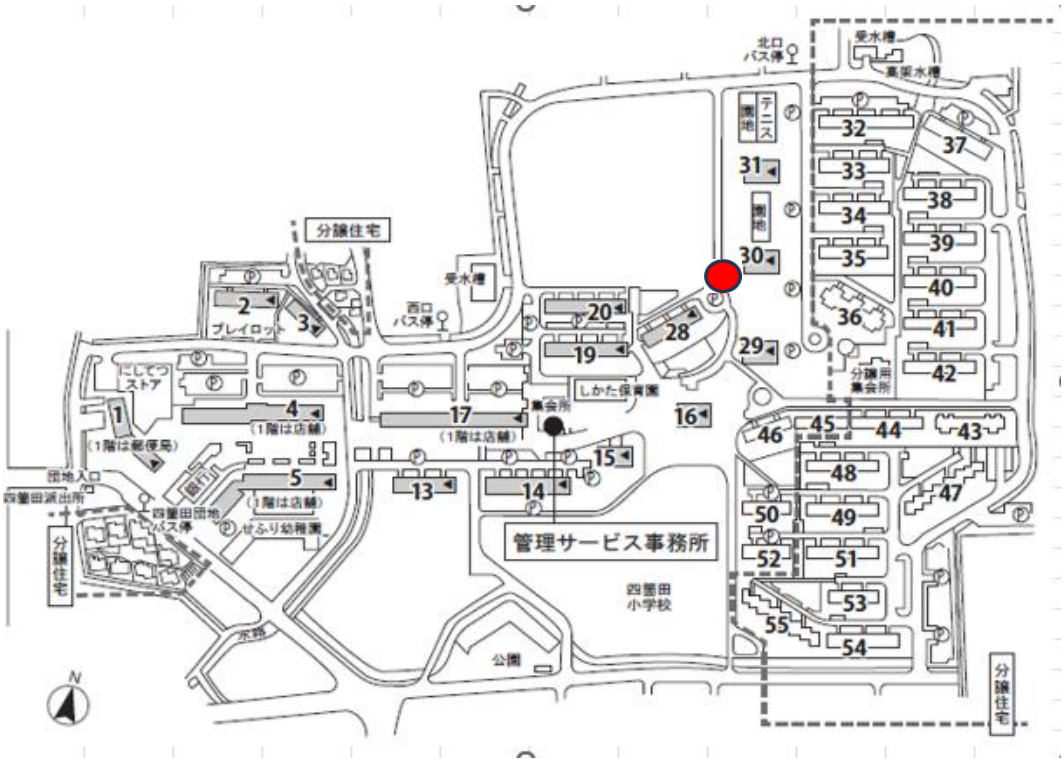
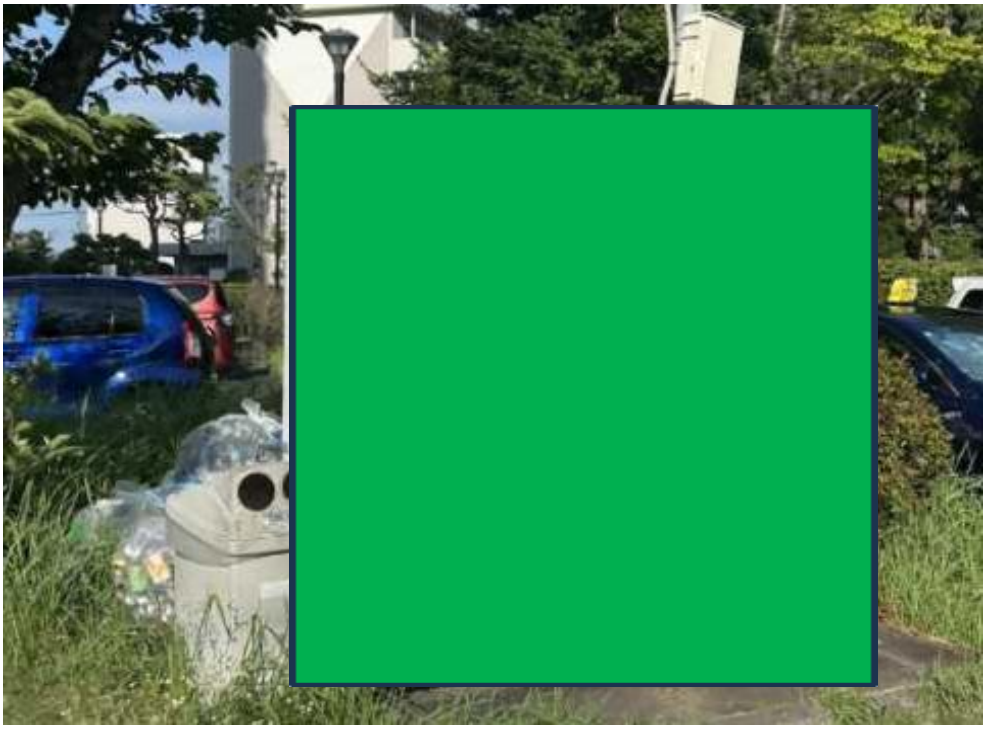
2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	四箇田②
所在地	福岡市早良区四箇田団地
設置予定箇所	28号棟横

2. 配置図

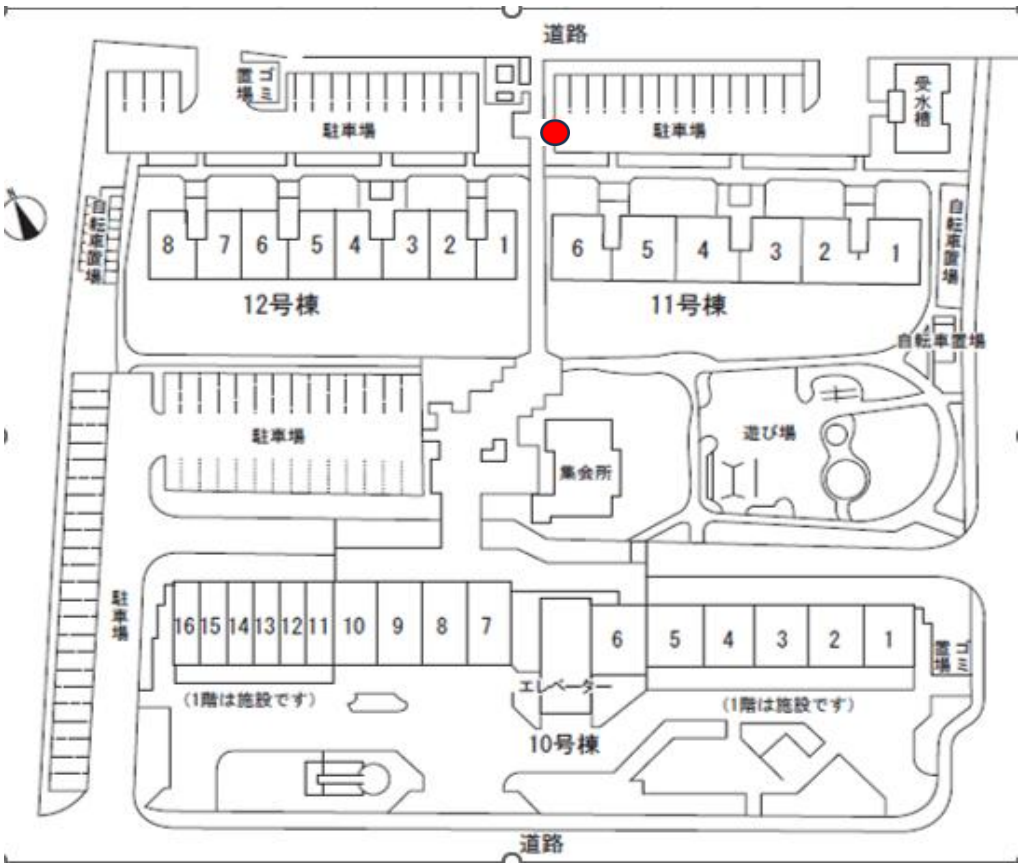
団地配置図	
設置提案箇所	

1. 団地の概要

団地名	吉塚六丁目
所在地	福岡市博多区吉塚六丁目10番
設置予定箇所	12号棟駐車場横

2. 配置図

団地配置図



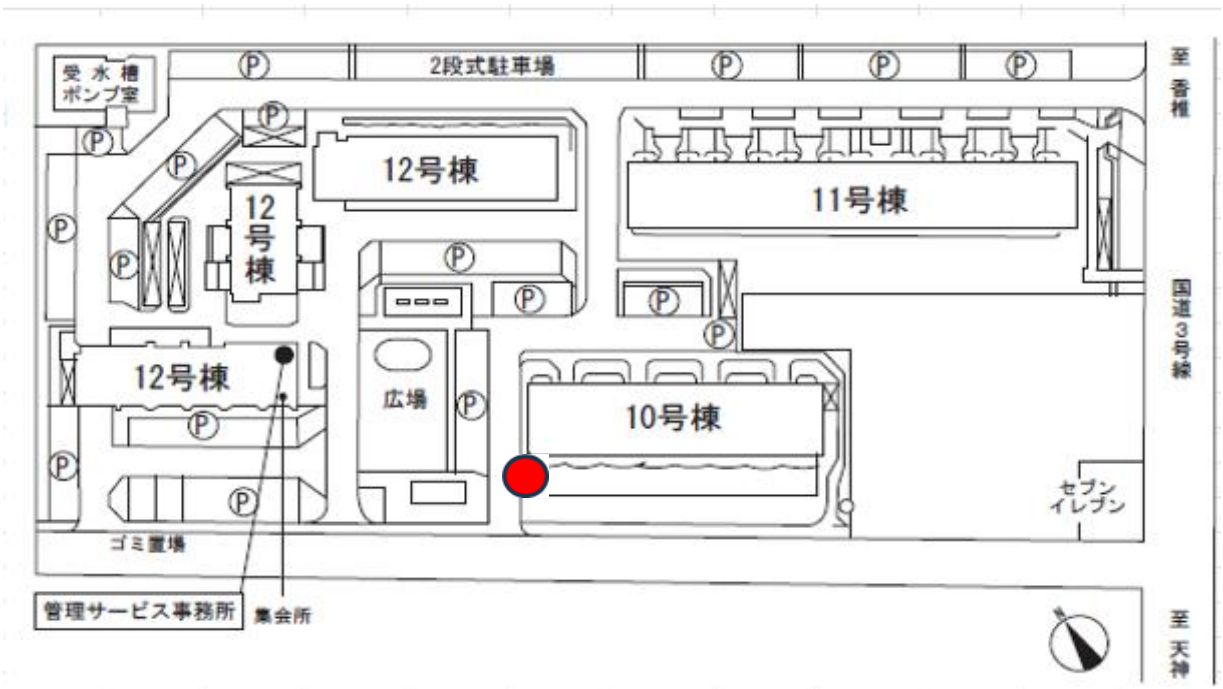
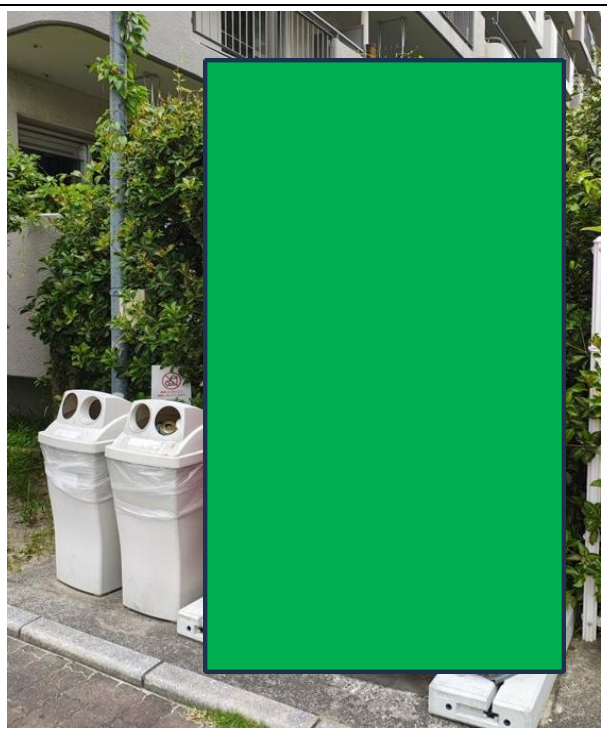
設置提案箇所



1. 団地の概要

団地名	箱崎五丁目
所在地	福岡市東区箱崎五丁目4番
設置予定箇所	10号棟横

2. 配置図

団地配置図	
設置提案箇所	

別紙１

売 上 報 告 書

「自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書」第４条第１項の規定に基づき、自動販売機の月間売上を次のとおり報告します。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　　九州支社長　殿

自動販売機管理運営者　（住所）

（会社名）　　㊞

（担当者名）　　（電話番号）

（設置場所）　　○○団地　　○○○○

（機種、型式）

No.	商品名	単価（A）	販売数量（B）	売上金額（A）×（B）	売上金額 小　計	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
売上金額合計　（C）			-	-		

賃貸料の額　（C）×賃貸料率（00.00％）　　円

※上記の額に端数が出た場合は、四捨五入する。

〔記載上の注意〕

１．本報告書は、報告年月の翌月の15日までに必ず提出すること。

２．本報告書には、自販機1台ごとの売上状況を商品別に記載すること。

３．賃貸料は、売上金額に契約で定めた賃貸料率を乗じて得た金額になります。

別紙２

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社長殿

住　所
名　称
代表者　　(印)

自動販売機設置通知書

貴機構と令和　　年　　月　　日付けで締結した自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約第 10 条第１項第１号に基づき、令和　　年　　月　　日に下記のとおり自動販売機の設置が完了したことを通知します。

記

１　設置場所　別添図面のとおり
２　自動販売機の機種、型式等
３　設置仕様
４　管理責任者
(1)　氏　名
(2)　連絡先
５　その他

以　上

別紙３

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社長殿

住　所
名　称
代表者　　(印)

自動販売機撤去通知書

貴機構と令和　　年　　月　　日付けで締結した自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約第 10 条第１項第２号に基づき、令和　　年　　月　　日に下記のとおり自動販売機の撤去を完了し、原状に回復したことを通知します。

以　上

別添１

仕様書

１　設置場所

「自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書」別図のとおり。

２　賃貸借期間

令和９年２月１日から令和 14 年１月 31 日まで（５年間）

３　機器の条件

(1) 環境への負荷を低減する以下の各基準を満たした自動販売機を設置すること。

イ　ノンフロン対応機器であること。（ただし、一部の機種においては代替フロンの使用を認める。）

ロ　夏場（７月１日～９月 30 日）の午前中に商品をしっかり冷やして、電力ピーク時（午後１時～４時）に冷却をストップさせる機能（ピークカット機能）を備えている機器であること。

ハ　真空断熱材が使用されていること。

ニ　自動センサーで自然点滅すること、又はインバーターによって減光し、消費電力量を少なくできること。

ホ　局部冷却機能及び学習省エネルギー機能が搭載されていること。

(2) 災害救援ベンダー機能を付加し、本体にその旨がわかる表記をすること。

(3) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。

(4) 千円紙幣及び五百円硬貨が使用できること。

４　販売条件

(1) 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

(2) 商品の販売価格は、標準販売価格（定価）を上回らないようにすること。

５　安全対策について

(1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。据え付ける場合は、転倒防止措置を講じること。

(2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を順守するとともに、徹底を図ること。

(3) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、屋内設置であっても日本自動販売機工業会作成の自動機堅牢化基準を順守し、犯罪防止に努めること。

６　自動販売機の設置及び管理運営

(1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の管理を適切に行うこと。
(2) 商品補充等の作業は、団地にお住まいの方々がいることに配慮し、夜間及び早朝には行わないこと。
(3) 商品の賞味期限に注意すること。
(4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置運営者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
(5) 自動販売機に併設して回収ボックスを設置し、設置運営者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。
(6) 自動販売機設置に伴う事故については、設置運営者の責任により対応すること。ただし、機構の責に帰する事由による場合を除く。
(7) 商品等の盗難及び破損について、設置運営者の責任により対応すること。ただし、機構の責に帰する事由による場合を除く。
(8) 設置運営者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
(9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置運営者が負担すること。
(10) 自動販売機で使用する電気又は水については、原則として電気又は水の供給事業者との間に直接需給契約を締結すること。
(11) 商品販売に必要な営業許可の提示を機構が求めた場合、これに応じること。

7　その他

(1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む）のカタログ及び配置図を提出すること。
(2) 災害救援ベンダー機能の使用について、別途覚書を交換すること。
(3) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して機構に通知し確認を受けなければならない。
(4) 設置場所近辺における団地管理上必要な工事や設備点検等のため、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
(5) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置運営者と機構とで協議の上、定めるものとする。

以　上

別添２

災害救援ベンダー機能に係る覚書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）及び　●●●●●（以下「乙」という。）は、令和□□年□月□□日付「自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約」（以下「賃貸借契約」という。）別添１仕様書７（２）に基づき乙が設置する自動販売機に関して、次のとおり覚書を交換する。

（災害救援ベンダー機能の使用）

第１条　甲及び乙は、自動販売機を設置する団地内及び当該団地周辺において、震度５強以上の地震またはこれと同等以上の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合において、団地の所属する市区町村に災害対策本部が設置されたときには、賃貸借契約の対象となる自動販売機について、自動販売機内の物資を無料で提供することができる機能（以下「災害救援ベンダー機能」という。）を使用することができるものとする。

２　甲及び乙は、災害救援ベンダー機能の使用を可否とする判断をそれぞれ独自に行うものとし、相手方の判断に対して一切の異議を申し立てないものとする。

（通知）

第２条　甲及び乙は、災害救援ベンダー機能を使用する場合は、事前又は事後に相手方に対して、口頭、電話、文書等によりその旨を通知するものとする。

２　相手方に対する通知を事後に行う際は、通知が可能な状況になった後、速やかに行うものとする。

（災害救援ベンダー機能の使用準備作業等）

〔災害救援ベンダー機能が鍵対応の場合〕

第３条　甲及び乙は、災害の発生に際しては、それぞれ協力して災害救援ベンダー機能を使用するために必要な作業を実施するものとし、相手方からその作業についての支援等に係る依頼があった場合は、可能な限り、応じるものとする。

２　乙は甲に対して、第１項に規定する作業に使用するために必要な以下の鍵等を無償で貸し出すものとし、甲は、鍵の預り証を発行するとともに、その鍵を善良なる管理者の注意をもって管理をするものとする。

なお、甲が鍵を紛失した場合は、実費を乙に支払うものとする。

３　賃貸借契約が終了した場合、甲は乙に対して、速やかに前項の鍵等について返却するも

のとする。

〔災害救援ベンダー機能が遠隔操作等対応の場合〕

第３条　甲及び乙は、災害の発生に際しては、それぞれ協力して災害救援ベンダー機能を使用するために必要な作業を実施するものとし、相手方からその作業についての支援等に係る依頼があった場合は、可能な限り、応じるものとする。

（対価）

第４条　災害救援ベンダー機能の使用により甲又は乙が要した費用について、甲及び乙はその対価を相手方に求めないものとする。

（期間）

第５条　この覚書の有効期限は、賃貸借契約書第２条に定める契約期間と同じとする。

（協議）

第６条　この覚書に定めるものの他、この覚書の実施に関して必要な事項、その他この覚書に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

甲及び乙は、上記合意の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　福岡市中央区長浜二丁目２番４号
　　独立行政法人都市再生機構
　　支社長　佐々木　淳一

乙